

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 令和元年12月25日  
【発行者名】 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド  
( Western Asset Management Company Limited )  
【代表者の役職氏名】 取締役 チャールズ A. ロイス デ ペレス  
( Charles A. Ruys de Perez, Director )  
【本店の所在の場所】 イングランド、EC2A 2EN、ロンドン、プリムローズ・ストリート、  
エクスチェンジ・スクエア10  
( 10 Exchange Square, Primrose Street, London EC2A 2EN,  
England )  
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健  
同 廣本 文晴  
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所  
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
同 廣本 文晴  
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所  
【電話番号】 03 ( 6212 ) 8316  
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ -  
WA トータルリターン・オポチュニティーズ  
( Western Asset Offshore Funds - Western Asset Total Return  
Opportunities )

## 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドル（毎月）クラス受益証券：40億米ドル（約4,345億6,000万円）を上限とする。

米ドル（年2回）クラス受益証券：40億米ドル（約4,345億6,000万円）を上限とする。

円（毎月）クラス受益証券：4,000億円を上限とする。

円（年2回）クラス受益証券：4,000億円を上限とする。

（注1）各クラスは、それぞれの名称に含まれる通貨をクラス通貨（以下「**クラス通貨**」という。）とするが、表示通貨については、米ドルクラス受益証券はアメリカ合衆国ドル（以下「**米ドル**」という。）建てとし、円クラス受益証券については日本円建て（以下、個別にまたは総称して「**表示通貨**」という。）とする。

（注2）米ドルの円貨換算は、2019年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=108.64円による。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

## 【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2019年9月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また、英文目論見書において投資方針等が改訂されたことから、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2 【訂正の内容】

### (1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
	2 事業の内容及び営業の概況		(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のサブ・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ - WAトータルリターン・オポチュニティーズ（以下「当ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

### （1）投資状況

#### 資産別および地域別の投資状況

（2019年10月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	641,566,437.09	97.32
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		17,697,365.46	2.68
合計 (純資産総額)		659,263,802.55 (約71,781百万円)	100.00

（注1）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（注2）純資産総額を純資産価額ということがある。以下同じ。

（注3）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、2019年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=108.88円による。

（注4）当ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、表示通貨については、米ドルクラス受益証券は米ドル建てとし、円クラス受益証券については日本円建て（以下、個別にまたは総称して「表示通貨」という。）とする。

（注5）本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

<参考情報>

WA マクロ・オポチュニティーズ オルタナティブス・ファンド・エルティー・ディー（以下「投資先ファンド」という。）

(2019年10月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	アメリカ合衆国	262,819,634.28	39.19
	ロシア	59,842,600.00	8.92
	メキシコ	40,134,736.70	5.99
	インドネシア	35,167,722.58	5.24
	ブラジル	30,787,908.97	4.59
	イギリス	22,337,086.87	3.33
	南アフリカ	10,716,556.28	1.60
	フランス	10,695,330.46	1.59
	イタリア	9,883,330.01	1.47
	アラブ首長国連邦	9,384,284.33	1.40
	アルゼンチン	8,258,214.72	1.23
	ベルギー	7,716,486.37	1.15
	スイス	7,639,426.48	1.14
	エジプト	7,503,157.21	1.12
	日本	5,708,132.42	0.85
	スペイン	5,553,623.30	0.83
	オランダ	5,393,266.27	0.80
	オーストラリア	4,270,415.54	0.64
	中国	4,197,006.19	0.63
	コロンビア	3,228,045.91	0.48
	エクアドル	2,879,360.91	0.43
	デンマーク	2,821,825.01	0.42
	アイルランド	1,321,970.66	0.20
	国際機関	1,213,748.38	0.18
	カナダ	1,090,975.00	0.16
	ザンビア	611,137.50	0.09
	マカオ	607,196.10	0.09
	クウェート	550,481.25	0.08
投資法人	ルクセンブルグ	535,281.21	0.08
	ドイツ	323,006.64	0.05
	イスラエル	161,163.40	0.02
タームローン	小計	563,353,110.95	84.01
	アメリカ合衆国	33,008,431.23	4.92
	小計	33,008,431.23	4.92
オプション	アメリカ合衆国	13,879,279.37	2.07
	小計	13,879,279.37	2.07
	ドイツ	- 166,901.32	- 0.02
	小計	40,909.00	0.01

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
先物	ドイツ	2,351,693.11	0.35
	日本	1,253,056.38	0.19
	カナダ	455,786.04	0.07
	オーストラリア	- 343,745.64	- 0.05
	アメリカ合衆国	- 964,640.54	- 0.14
	イギリス	- 4,019,637.15	- 0.60
	小計	- 1,267,487.80	- 0.19
スワップ	メキシコ	1,260,809.07	0.19
	欧州	- 235,622.19	- 0.04
	日本	- 663,516.13	- 0.10
	アメリカ合衆国	- 20,521,246.45	- 3.06
	小計	- 20,159,575.70	- 3.01
小計		588,854,667.05	87.82
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		81,706,722.94	12.18
合 計 (純資産総額)		670,561,389.99 (約73,011百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 国・地域名はリスク対象国・地域により分類されている。

(注3) 先物については、未実現損益を時価として記載している。

( 2 ) 運用実績

純資産の推移

2019年10月末日前 1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル(毎月)クラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
2018年11月末日	130,496,181.46	14,208,424	8.82	960
12月末日	130,293,707.34	14,186,379	9.03	983
2019年1月末日	136,393,391.02	14,850,512	9.33	1,016
2月末日	132,304,226.66	14,405,284	9.26	1,008
3月末日	127,304,201.43	13,860,881	9.26	1,008
4月末日	131,054,002.58	14,269,160	9.26	1,008
5月末日	130,622,731.97	14,222,203	9.26	1,008
6月末日	133,930,927.04	14,582,399	9.49	1,033
7月末日	133,903,461.55	14,579,409	9.41	1,025
8月末日	130,805,118.22	14,242,061	9.17	998
9月末日	136,842,599.58	14,899,422	9.38	1,021
10月末日	142,350,560.82	15,499,129	9.62	1,047

<米ドル(年2回)クラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
2018年11月末日	95,552,591.20	10,403,766	10.65	1,160
12月末日	95,808,910.09	10,431,674	10.96	1,193
2019年1月末日	97,146,438.46	10,577,304	11.39	1,240
2月末日	91,162,889.57	9,925,815	11.37	1,238
3月末日	91,562,728.03	9,969,350	11.43	1,244
4月末日	91,391,964.72	9,950,757	11.49	1,251
5月末日	91,282,602.11	9,938,850	11.55	1,258
6月末日	93,819,410.93	10,215,057	11.90	1,296
7月末日	94,011,591.92	10,235,982	11.87	1,292
8月末日	92,569,143.64	10,078,928	11.63	1,266
9月末日	99,521,204.27	10,835,869	11.96	1,302
10月末日	104,005,266.54	11,324,093	12.32	1,341

<円(毎月)クラス>

	純資産総額(円)	1口当たり純資産価格(円)
2018年11月末日	25,947,616,014	8,318
12月末日	25,694,749,617	8,476
2019年1月末日	26,465,169,304	8,728
2月末日	26,375,920,927	8,644
3月末日	26,439,657,494	8,621
4月末日	26,731,804,922	8,602
5月末日	26,599,502,927	8,566
6月末日	27,168,256,935	8,752
7月末日	26,812,590,922	8,656
8月末日	26,090,227,500	8,409
9月末日	26,622,435,040	8,582
10月末日	26,963,735,089	8,777

<円(年2回)クラス>

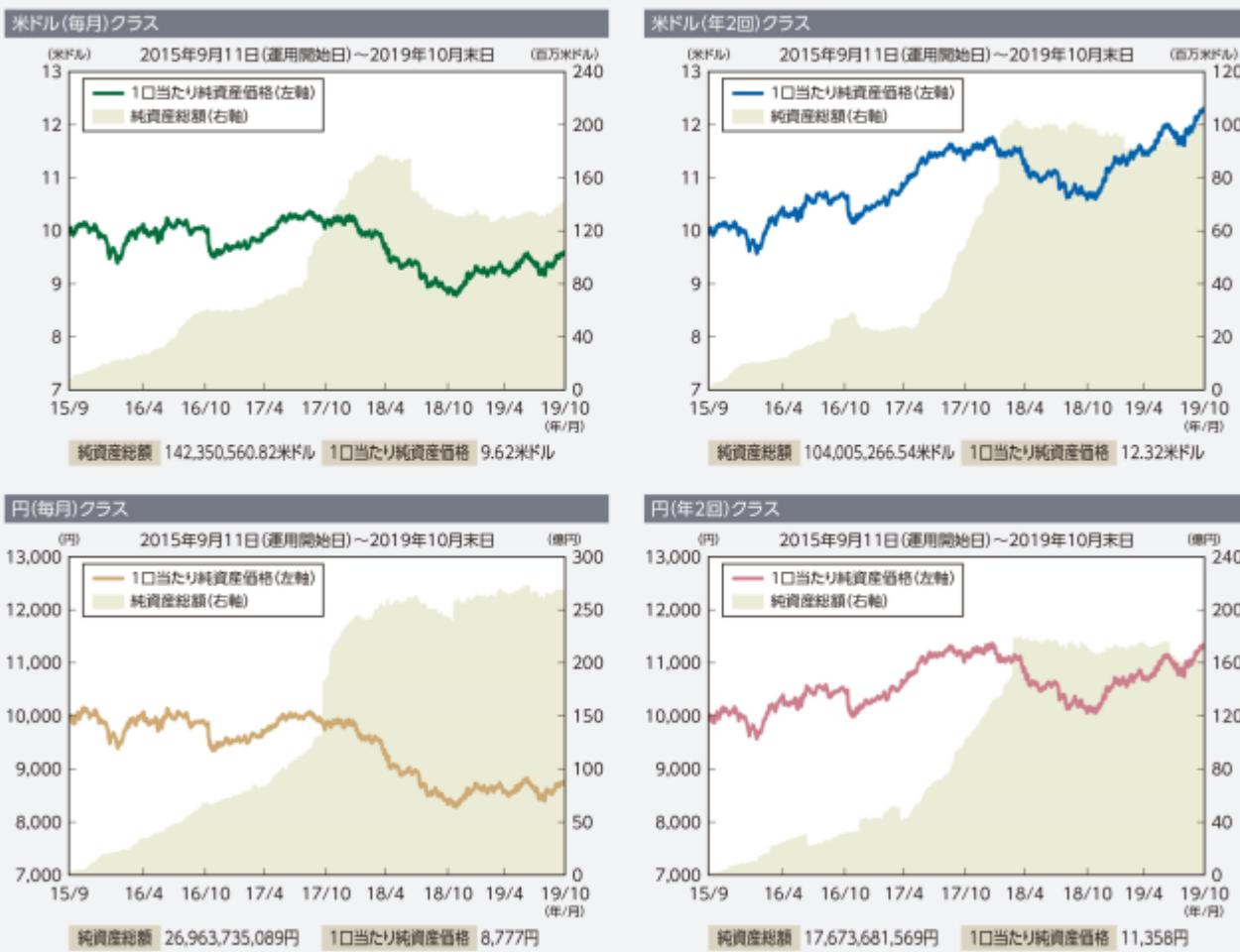
	純資産総額(円)	1口当たり純資産価格(円)
2018年11月末日	16,685,733,945	10,097
12月末日	16,863,940,710	10,350
2019年1月末日	17,434,909,426	10,720
2月末日	17,189,831,259	10,679
3月末日	17,274,111,978	10,711
4月末日	17,569,111,515	10,749
5月末日	17,206,801,486	10,767
6月末日	17,591,745,370	11,066
7月末日	16,570,209,107	11,007
8月末日	15,828,913,198	10,756
9月末日	16,093,267,341	11,041
10月末日	17,673,681,569	11,358

(注) 上記に記載された各月末日の数値は、各月末時点での公表された数値であり、当ファンドの財務書類の数値と一致しないことがある。

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移

当ファンドの純資産総額 659,263,802.55米ドル (2019年10月末日)



(注1) 各グラフの下に記載のある純資産総額および1口当たり純資産価格は、2019年10月末日のものである。

(注2) 支払済みの分配金は、純資産総額および1口当たり純資産価格には含まれない。

分配の推移

2019年10月末日前1年間における1口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

<米ドル(毎月)クラス>

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
2018年11月	0.05	5
12月	0.05	5
2019年1月	0.05	5
2月	0.05	5
3月	0.05	5
4月	0.05	5
5月	0.05	5
6月	0.05	5
7月	0.05	5
8月	0.05	5
9月	0.05	5
10月	0.05	5
直近1年累計(2019年10月末日現在)	0.60	65
設定来累計(2019年10月末日現在)	2.40	261

<米ドル(年2回)クラス>

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
直近1年累計(2019年10月末日現在)	-	-
設定来累計(2019年10月末日現在)	-	-

<円(毎月)クラス>

	1口当たり分配金
	円
2018年11月	50
12月	50
2019年1月	50
2月	50
3月	50
4月	50
5月	50
6月	50
7月	50
8月	50
9月	50
10月	50
直近1年累計(2019年10月末日現在)	600
設定来累計(2019年10月末日現在)	2,400

<円(年2回)クラス>

	1口当たり分配金
	円
直近1年累計(2019年10月末日現在)	-
設定来累計(2019年10月末日現在)	-

### 収益率の推移

2019年10月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

#### <米ドル(毎月)クラス>

計算期間	収益率(注)
2018年11月1日～2019年10月31日	15.87%

#### <米ドル(年2回)クラス>

計算期間	収益率(注)
2018年11月1日～2019年10月31日	16.34%

#### <円(毎月)クラス>

計算期間	収益率(注)
2018年11月1日～2019年10月31日	12.49%

#### <円(年2回)クラス>

計算期間	収益率(注)
2018年11月1日～2019年10月31日	12.93%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格(当該期間中の分配金の合計額を加えた額)

b = 上記期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

<参考情報>

収益率の推移

米ドル(毎月)クラス



米ドル(年2回)クラス



円(毎月)クラス



円(年2回)クラス



(注1) 収益率(%) =  $100 \times (a-b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格(分配落の額)。ただし、第1会計年度については1口当たり当初発行価格  
(10米ドル(米ドル(毎月)クラス、米ドル(年2回)クラス)、10,000円(円(毎月)クラス、円(年2回)クラス))

(注2) ベンチマークは設定していない。

## 2 販売及び買戻しの実績

2019年10月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2019年10月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

### <米ドル(毎月)クラス>

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2018年11月1日～ 2019年10月31日	3,238,624 (3,238,624)	3,433,698 (3,433,698)	14,803,756 (14,803,756)

### <米ドル(年2回)クラス>

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2018年11月1日～ 2019年10月31日	1,413,191 (1,413,191)	2,234,137 (2,234,137)	8,438,715 (8,438,715)

### <円(毎月)クラス>

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2018年11月1日～ 2019年10月31日	647,185 (647,185)	477,757 (477,757)	3,072,083 (3,072,083)

### <円(年2回)クラス>

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2018年11月1日～ 2019年10月31日	186,549 (186,549)	340,280 (340,280)	1,556,118 (1,556,118)

(注) ( )内の数は本邦内における販売・買戻しあより発行済口数である。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本文の中間財務書類は、米国における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。ファンドの日本文の中間財務書類は「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第76条第4項但書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 108.88円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

( 1 ) 資産及び負債の状況

WA トータルリターン・オポチュニティーズ

( ケイマン諸島のユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンド )

資産・負債計算書

2019年9月30日現在（無監査）

（米ドルで表示）

	米ドル	千円
<b>資産</b>		
関連投資会社への投資、時価 ( 取得原価586,545,176米ドル )	614,127,196	66,866,169
現金等価物	11,787,010	1,283,370
外貨、時価（取得原価7,222,183米ドル）	7,198,532	783,776
受益証券発行未収金	3,533,810	384,761
投資有価証券売却未収金	969,449	105,554
未収利息	6,878	749
その他の資産	9,474	1,032
<b>資産合計</b>	<b>637,632,349</b>	<b>69,425,410</b>
<b>負債</b>		
投資有価証券購入未払金	3,463,134	377,066
受益証券買戻未払金	1,124,034	122,385
未払販売会社報酬	1,046,461	113,939
未払管理会社報酬	31,715	3,453
未払費用	229,035	24,937
<b>負債合計</b>	<b>5,894,379</b>	<b>641,780</b>
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	631,737,970	68,783,630
	円	
米ドル（毎月）クラス		
136,842,599米ドル / 14,593,335口	9.377	1,021
米ドル（年2回）クラス		
99,521,204米ドル / 8,324,088口	11.956	1,302
円（毎月）クラス		
246,319,435米ドル / 3,102,223口	79.401	8,645
円（年2回）クラス		
149,054,732米ドル / 1,457,576口	102.262	11,134

添付の注記は当財務書類と不可欠のものである。

WA トータルリターン・オポチュニティーズ

（ケイマン諸島のユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンド）

損益計算書

2019年9月30日に終了した6か月間（無監査）

（米ドルで表示）

	米ドル	千円
<b>投資収益</b>		
利息	<u>51,396</u>	<u>5,596</u>
<b>費用</b>		
販売会社報酬	2,070,051	225,387
代行協会員報酬	156,822	17,075
管理会社報酬	62,729	6,830
受託会社報酬	39,330	4,282
保管報酬	37,515	4,085
専門家報酬	16,470	1,793
管理事務代行、会計および名義書換事務代行会社報酬	15,189	1,654
その他	17,568	1,913
<b>費用合計</b>	<u>2,415,674</u>	<u>263,019</u>
<b>投資純（損失）</b>	<u>(2,364,278)</u>	<u>(257,423)</u>
<b>関連投資会社への投資および外貨換算／外貨取引に係る実現および未実現純利益（損失）</b>		
<b>実現純利益（損失）</b>		
<b>関連投資会社</b>	1,165,394	126,888
<b>外貨取引</b>	<u>1,583,938</u>	<u>172,459</u>
<b>実現純利益</b>	<u>2,749,332</u>	<u>299,347</u>
<b>未実現利益（損失）の純変動</b>		
<b>関連投資会社</b>	31,854,916	3,468,363
<b>外貨換算</b>	<u>(12,423)</u>	<u>(1,353)</u>
<b>未実現利益（損失）の純変動</b>	<u>31,842,493</u>	<u>3,467,011</u>
<b>関連投資会社への投資および外貨換算／外貨取引に係る実現および未実現純利益（損失）</b>	<u>34,591,825</u>	<u>3,766,358</u>
<b>運用により生じた純資産の純増加額</b>	<u>32,227,547</u>	<u>3,508,935</u>

添付の注記は当財務書類と不可欠のものである。

WA トータルリターン・オポチュニティーズ

（ケイマン諸島のユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンド）

純資産変動計算書

2019年9月30日に終了した6か月間（無監査）

（米ドルで表示）

	米ドル	千円
<b>運用</b>		
投資純（損失）	(2,364,278)	(257,423)
実現純利益	2,749,332	299,347
未実現利益（損失）の純変動	31,842,493	3,467,011
運用により生じた純資産の純増加額	<u>32,227,547</u>	<u>3,508,935</u>
<b>受益者への分配</b>		
米ドル（毎月）クラス	(4,224,031)	(459,912)
円（毎月）クラス	(8,567,913)	(932,874)
分配合計	<u>(12,791,944)</u>	<u>(1,392,787)</u>
<b>受益者取引</b>		
受益者取引により生じた純資産の純増加額（注記6）	<u>2,083,455</u>	<u>226,847</u>
純資産の純増加額	<u>21,519,058</u>	<u>2,342,995</u>
<b>純資産</b>		
期首	610,218,912	66,440,635
期末	<u>631,737,970</u>	<u>68,783,630</u>

添付の注記は当財務書類と不可欠のものである。

## WA トータルリターン・オポチュニティーズ

(ケイマン諸島のユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンド)

## 財務書類注記

2019年9月30日現在（無監査）

（米ドルで表示）

---

## 1. 組織および投資目的

WA トータルリターン・オポチュニティーズ（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に基づく信託証書により設立され、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）に基づき登録されたユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドとして2015年8月に形成され、2015年9月11日付で運用が開始された。トラストはアンブレラ型ユニット・トラストとして構成されており、各サブ・ファンドの資産および負債の分別を目的として、複数のサブ・ファンドの設立が容認されている。2019年9月30日現在、ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンドは10本であった。ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「WAMCL」という。）は、トラストの管理会社である。ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（旧ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー）（以下「WAM」という。）、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド（以下「ウエスタン・アセット・シンガポール」という。）、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社（以下「ウエスタン・アセット東京」という。）、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・D T V M・リミターダ（以下「ウエスタン・アセット・ブラジル」という。）およびウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド（以下「ウエスタン・アセット・メルボルン」という。）は、ファンドの投資運用会社（以下総称して「投資運用会社」という。）である。B N Y メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、ファンドの管理事務代行会社および受託会社である。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、ファンドの保管会社および副管理事務代行会社である。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（シンガポール支店）は、ファンドの登録・名義書換事務代行会社である。三菱U F J モルガン・スタンレーP B証券株式会社（日本）は、ファンドの代行協会員および販売会社である。

ファンドの投資目的は、主としてそのすべてまたは実質上すべての資産をWA マクロ・オポチュニティーズ オルタナティブ・ファンド・エルティーディー（以下「投資先ファンド」という。）に投資することにより、長期のトータル・リターンを提供することを追求することである。投資先ファンドの投資目的は、規律ある運用に基づく長期的なトータル・リターンの最大化である。

2019年9月30日現在、ファンドは、ファンドの発行済受益証券の100%を保有する1名の外部受益者を有した。当該受益者の行動がファンドに重大な影響を及ぼすことがある。

## 2. 重要な会計方針の要約

## 会計の基礎

米国で一般に認められる会計原則（以下「U. S. G A A P」という。）に従い、ファンドは発生主義会計を使用している。したがって、利益および費用は、それぞれ稼得または発生した時点で計上される。

ファンドは、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の会計基準編纂書946「金融サービス・投資会社」における会計および報告ガイダンスに従った投資会社である。

### 見積りの使用

U.S.GAAPに従った財務書類の作成において、経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告金額、偶発資産および負債の開示ならびに報告期間中の運用による純資産の増減についての報告金額に影響を及ぼし得る見積りおよび仮定を行うことを要求される。実際の結果はこれらの見積りと異なることがある。

### 現金等価物および外貨

現金等価物および外貨は、金融機関における預金および外貨から構成される。現金等価物は、取得原価に経過利息を加えて計上されており、公正価値に近似している。

ファンドは、購入時に満期3か月以内の流動性の高いすべての投資有価証券を現金等価物とみなす。現金等価物には、マネー・マーケット勘定の11,787,010米ドルが含まれる。銀行預金は、連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）の保険補償範囲250,000米ドルを定期的に上回り、その結果として、FDICの保険補償を超過した金額に関連する信用リスクの集中がある。

### 機能通貨および表示通貨

ファンドの財務書類に含まれる項目は、ファンドが運用活動を行う主たる経済環境の通貨で測定される。受益証券の発行、買戻しおよび評価は米ドル（「USD」）で行われ、かつ表示される。

### 外貨換算／外貨取引

外貨建ての投資有価証券ならびにその他の資産および負債は、評価日の実勢為替レートに基づき米ドル金額に換算される。外貨建ての投資有価証券の売買、収益および費用項目（ならびに受益証券の発行および買戻し）は、かかる取引のそれぞれの日の実勢為替レートに基づき米ドル金額に換算される。2019年9月30日に終了した6か月間について、収益および費用は、実勢為替レートの平均値に基づき米ドルに換算される。

ファンドは、投資に係る為替レートの変動により生じる運用損益と保有する関連投資会社への投資の公正価値の変動により生じる運用損益の部分を区分していない。かかる変動は、損益計算書の関連投資会社の投資に係る実現および未実現純損益に含まれる。

実現為替純損益は外貨の売却により生じ、それには為替予約の決済にかかる為替損益、投資取引の取引日と決済日間で実現した為替損益、ならびにファンドの帳簿に計上された利息の金額と実際に受け払いした米ドル相当金額との差額が含まれる。未実現為替純損益は、為替レートの変動の結果、評価日の関連投資会社への投資以外の資産および負債の公正価値の変動により生じる。

特定の外国証券および通貨取引は、特に外国証券市場に関する政府の監督および規制が低水準である可能性および政治的または経済的に不安定な可能性により、米ドル建て取引では通常考えられない問題およびリスクを伴うことがある。

## 所得税

ケイマン諸島の現行法に従い、ファンドが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税は存在しない。その結果、当財務書類では納税引当金は積み立てられていない。

ファンドはその業務を遂行することを目的としているため、米国での取引または事業活動に従事しているとはみなされず、従って、その所得はファンドが行う米国での取引または事業に「実質的に関連している」としては取り扱われない。実質的に関連した所得には、米国国内企業に対して適用される累進税率で米国連邦所得税が課せられる。配当収益および利息収益を含む「実質的に関連」していないが米国源泉である特定のカテゴリーの所得は、30%の米国課税の対象となる。しかし、ポートフォリオ利息の非課税に基づき、稼得したポートフォリオ利息には30%課税は適用されない。2019年9月30日に終了した6か月間について、ファンドが稼得した利息はポートフォリオ利息の非課税に適格である。

ファンドは、税務ポジションが税務調査時に「どちらかといえば」肯定されるかどうかを決定するようファンドに要求する、税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指導にしたがう。経営陣は、2019年9月30日現在、税額が確定していない年度すべてにおけるファンドの税務ポジションの分析を行い、財務書類において認識または開示を必要とする不確実な税務ポジションないと結論付けた。ファンドの方針は、不確実な税務ポジションに関する利息および課徴金（もしあれば）を所得税費用の構成要素として認識することである。

## 参加受益証券の発行および買戻し

ファンド受益証券は複数のクラス（以下それぞれ「クラス」といい、総称して「クラシズ」という。）で発行される。ファンドは現在、米ドル（毎月）クラス、米ドル（年2回）クラス（以下それぞれ「米ドルクラス」といい、総称して「米ドルクラシズ」という。）ならびに円（毎月）クラスおよび円（年2回）クラス（以下それぞれ「円クラス」といい、総称して「円クラシズ」という。）を募集している。米ドルクラシズは、米ドル建て、および円クラシズは日本円建て（以下それぞれ「表示通貨」という。）であり、受益証券の発行、買戻し、評価が行われ、受益証券はかかる通貨建てで表示される。

各クラスの純資産価格は、該当する取引日の表示通貨で決定される。取引日とは、連邦、州または地方銀行がニューヨークおよびケイマン諸島で営業をしている、ならびにニューヨーク証券取引所が取引を行っている各ファンド営業日のことである。ファンドの受益証券の発行および買戻しは、最終純資産価額に基づき、かかるファンド営業日に行われる。販売会社は、各申込総額の3.5%を上限（適用ある消費税または他の税金とともに）として、手数料を課すことがある。

受託会社は投資運用会社と協議の上、とりわけ、いずれの期間においても、投資運用会社がファンドの純資産の評価額を公正に決定することが合理的に実行できない場合に、ファンドの純資産価額の決定、ファンドの受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することがあり、買戻代金の支払日を延期することがある。2019年9月30日に終了した6か月間中に、かかる事象はなかった。

## 収益、費用、利益および損失の割り当て

収益、費用ならびに実現および未実現損益は、各クラスの純資産の割合に基づき各受益証券クラスに日々割り当てられる。ファンドは、かかるクラスに関するヘッジ取引によって生じた適用できる利益、損失および費用を関連する受益証券のクラスに対して具体的に加算または控除を行う（例：円クラス受益証券のヘッジ取引に関するすべての費用は、円クラス受益証券によって負担される。）ため、当該クラスの評価について調整を行う予定である。受益証券のすべてのクラスは、非米ドル建て投資を機能通貨に対しヘッジすることで生じた利益、損失および費用を按分比例により負担する。

## 買戻未払金

買戻しは、買戻通知で請求された金額が確定した時点で負債として認識される。これは通常、買戻請求の性質により、通知の受領時点、もしくは会計期間の最終日のいずれかに発生する。その結果、期末の純資産価額に基づくが期末後に支払われた買戻しは、2019年9月30日現在の資産・負債計算書において買戻未払金として反映される。受領した買戻通知で米ドル額および受益証券金額が確定していない場合は、買戻しおよび受益証券金額を決定するために使用される純資産価額が決定されるまで資本に留保される。

#### 受益者への分配

投資純利益、実現または未実現純利益および／またはキャピタルからの分配は、米ドル（毎月）クラスおよび円（毎月）クラスについては各月の15日までに、米ドル（年2回）クラスおよび円（年2回）クラスについては3月および9月の15日までにファンドによって行われ、また分配は、当該日の前日に宣言される。受益証券保有者が追加の受益証券への再投資を選択しない限り、分配は投資運用会社が決定した通り、現金または現物で支払われる。クラスに関する現金分配は、各クラスの表示通貨で支払われる。

#### 直近の会計基準

2018年8月、FASBは、会計基準書アップデート（以下「ASU」という。）第2018-13号「公正価値測定（Topic 820）：開示の枠組み - 公正価値測定に関する開示要件の変更」を公表した。当該基準は、公正価値測定に関する一定の開示を削除、修正または追加することで、開示要件を修正するものである。ASU第2018-13号は、2019年12月15日より後に開始する年次報告期間（当該報告期間内における中間期間を含む。）から適用される。早期の採用は、当該ASUの発行時に認められている。ファンドは、当該ASUの発行時に削除もしくは修正された開示を早期に採用すること、また、それらの効力発生日まで追加の開示の採用を遅らせることが認められる。ファンドは、ASU第2018-13号を2018年4月1日に採用した。

#### 3. 評価

ファンドは、各取引日の投資の価値を決定するための手続きを採用した。かかる手続きのもと、ファンドは、各取引日のファンドの投資評価額を決定するため、投資運用会社が管理する価格決定委員会に権限を委任した。下記の注記は、ファンドの投資を評価するために用いた手順をきわめて詳細に記載している。

関連投資会社への投資は、便宜的手法として対象ファンドによって提供される純資産価額を用いて評価される。ファンドが、当該投資の純資産とは異なる価格で投資の一部を売却する可能性がない限り、投資ごとのベースで、個別投資におけるファンド全体の持高に沿って関連投資会社への投資について便宜的手法を適用する。

ファンドは、投資の公正価値を決定するために、インカム・アプローチと市場アプローチの両方を使用している。特定の技法およびインプットの使用は、市場および経済状況の動向に伴う入手可能性および関連性に基づき、時間とともに変化する可能性がある。

為替予約、オプション契約、スワップション契約またはスワップ契約のような店頭の金融デリバティブ商品は、対象の資産価格、指数、参照利率およびその他のインプットまたは当該要素のコンビネーションからその価値を得る。当該契約は、通常、値付業者またはブローカー・ディーラー相場に基づき評価される。商品および取引の条件によって、金融デリバティブ商品の価値は、値付モデルのシミュレーションを含む一連の技法を使う値付業者により見積もられる。値付モデルには、発行体の詳細、指数、スプレッド、金利、イールド・カーブおよび為替レートのような活発な市場相場から観察されるインプットを用いる。

投資会社への投資を含む集団投資ビークルへの投資は、便宜的手法として、当該投資ビークルの純資産価格を使用して評価される。

ファンドの資産および負債の公正価値の決定に使用される様々なインプットは、下記に示される大まかなレベルに要約される。

レベル1 - 同一の投資の活発な市場での相場価格

レベル2 - その他の重要な観察可能なインプット（類似の投資の相場価格、金利、返済スピード、信用リスクなどを含む。）

レベル3 - 投資の公正価値を決定する際の投資運用会社の独自の仮定を含む、重要な観察不能なインプット。レベル3の公正価値評価技法には、（ ）判断および多岐にわたる仮定（返済の仮定および債務不履行率の仮定を含むがこれに限らない。）の適用を必要とする内部開発モデルの利用、および（ ）第三者への評価の要請（通常はブローカー・ディーラー）が含まれる。第三者の価格評価業者はしばしば、主観的であり、また判断および多岐にわたる仮定（返済の仮定および債務不履行率の仮定を含むがこれに限らない。）の適用を必要とする内部開発モデルを利用している。

評価レベルは、これらの有価証券への投資に伴うリスクまたは流動性を必ずしも示唆するものではない。

2019年9月30日現在、ポートフォリオの100%が便宜的手法としてNAVを用いて評価された。

#### 4. 関連投資会社への投資

以下の表は、2019年9月30日現在の関連投資会社へのファンドの投資（以下「投資先ファンド」という。）を要約したものである。2019年9月30日に終了した6か月間について、ファンドが投資先ファンドに対して管理報酬および実績報酬を直接支払うことはなかった。

投資	純資産比率 (%)	公正価値 (米ドル)	純収益 <sup>(1)</sup> (米ドル)
WA マクロ・オポチュニティーズ オルタナティブス・ファンド・エルティーディー	97.2	614,127,196	-
(1) 投資先ファンドは分配金を支払わなかった。			

WA マクロ・オポチュニティーズ オルタナティブ・ファンド・エルティーディーの投資目的は、堅実な投資運用に従った長期のトータル・リターンの最大化である。通常の市況において、ファンドは、以下を組み合わせて主に投資する（米国の連邦、州、地方および市の政府ならびにその機関、代行機関、地方自治体および下位部門により発行または保証される証券；米国および非米国法人（新興市場発行体を含む。）により発行される証券。）。買戻しは日々認められる。投資主は、15営業日前までに、ファンドに対し、書面による通知により、その投資証券のすべてまたは一部を買戻すことができる。2018年12月31日現在、ファンドが支払うべき未実行の約定はない。投資先ファンドは、ケイマン諸島に籍を置く。投資先ファンドへの投資は、2019年9月30日現在の投資先ファンドの無監査純資産価額を用いて評価される。2018年12月31日終了年度の投資先ファンドの直近の監査済財務書類は、投資運用会社からの請求により入手可能である。

2019年9月30日現在、以下の発行体（他の投資会社が投資される）のファンドの所有割合はファンドの純資産の5%以上であった。

	純資産比率 (%)	公正価値相当額 (米ドル)
Indonesia Government <sup>(1)</sup>	5.3	33,661,505
Mexican Bonos <sup>(1)</sup>	6.4	40,261,042
Russia-OFZ <sup>(1)</sup>	8.6	54,329,245
United States Treasury Note/Bond <sup>(1)</sup>	16.2	102,112,553
	36.5	230,364,345

(1) 当該金額は、ファンドの純資産の5%未満の各種証券の総評価額を表す。

## 5. 費用および報酬

### 管理会社報酬

管理会社の報酬は、ファンドの平均日次純資産額の年率0.01%の料率で、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

### 投資運用報酬

投資運用会社の報酬は、ファンドの平均日次純資産額の年率0.01%の料率で、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

### 受託会社報酬

受託会社報酬は、ファンドの平均日次純資産額の年率0.01%の料率または最低年間報酬額25,000米ドルで、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

### 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社報酬は、ファンドの平均日次純資産額の年率0.01%の料率または最低年間報酬額30,000米ドルで、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。また当初の3クラスを超えて追加されるクラスごとに年間10,000米ドルの追加報酬が課される。

### 販売会社報酬

販売会社報酬は、ファンドの平均日次純資産額の年率0.66%の料率で、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

## 代行協会員報酬

代行協会員報酬は、ファンドの平均日次純資産額の年率0.05%の料率で、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

## 6. 参加受益証券

下表は、2019年9月30日に終了した6か月間についてのファンドの受益証券取引を表す。

2019年9月30日に終了した6か月間					
米ドル(毎月)クラス		米ドル(年2回)クラス		円(毎月)クラス	
受益証券 口数	金額 (米ドル)	受益証券 口数	金額 (米ドル)	受益証券 口数	金額 (米ドル)
発行受益証券	1,921,064	17,983,897	902,375	10,671,012	288,355
買戻受益証券	(1,077,200)	(10,054,475)	(588,149)	(6,886,509)	(207,538)
純増加(減少)	843,864	7,929,422	314,226	3,784,503	80,817

円(年2回)クラス				合計
受益証券 口数	金額 (米ドル)	受益証券 口数	金額 (米ドル)	
発行受益証券	40,923	4,003,792	3,152,717	55,547,215
買戻受益証券	(196,139)	(19,847,611)	(2,069,026)	(53,463,760)
純増加(減少)	(155,216)	(15,843,819)	1,083,691	2,083,455

## 7. 財務ハイライト

2019年9月30日に終了した6か月間				
受益証券1口当たりデータ	米ドル(毎月) クラス (米ドル)	米ドル(年2回) クラス (米ドル)	円(毎月) クラス (米ドル)	円(年2回) クラス (米ドル)
期首純資産価格	9.258	11.431	77.875	96.769
投資純(損失)(1)	(0.034)	(0.042)	(0.305)	(0.386)
実現および未実現純(損失)	0.453	0.567	4.589	5.879
投資運用による利益合計	0.419	0.525	4.284	5.493
受益者への分配	(0.300)	0.000	(2.758)	0.000
期末純資産価格	9.377	11.956	79.401	102.262
トータル・リターン%(2)	4.53	4.59	5.50	5.68
平均純資産に対する比率				
費用%(3)	0.77	0.77	0.77	0.77
投資純(損失)% <sup>(3)</sup>	(0.72)	(0.73)	(0.77)	(0.77)

(1) 受益証券1口当たり投資純(損失)は、当期の発行済平均受益証券口数に基づき算出されている。

(2) トータル・リターンの計算は、期中を通じて発行済の単独の参加受益証券の価値に基づいている。期首と期末間の受益証券1口当たり純資産価格の変動比率を表している(受益者への分配を除く)。トータル・リターンは、1年未満の期間について年間で計算していない。

(3) 年率換算。

上記の比率は参加型受益証券全体について算出されている。個々の受益者のトータル・リターンおよび比率は、資本受益証券の取引のタイミングにより、これらの比率とは異なることがある。

## 8. ファンドの投資リスク

### ヘッジ取引のリスク

一般的なヘッジ戦略は、通常、投資リスクを限定したまま軽減することを目的としているが、同時に利益が生じる可能性も限定され、または軽減することも予想される。上記に関わらず、特定クラスの受益証券に帰属するファンドの資産が当該クラスに関するヘッジ取引に伴い生じた債務を弁済するには不十分である場合には、当該資産を超過した債務額を、ファンドの他のクラスの受益証券が負担することがある。

### 流動性リスク

ファンドは、容易に売却または処分できないことがある資産およびデリバティブ（証券法により処分が制限されている証券を含む。）に投資することがある。流動性リスクの影響は、取引量の低下、マーケット・メーカーの不足、大きなポジションサイズまたは法律上の規制（日々の値幅制限「サーキットブレーカー」または証券の発行体との提携を含む。）がファンドが取引を開始し、資産を売却し、または望ましい価格でデリバティブ・ポジションを清算する能力を制限または阻害する場合に特に顕著になる。ファンドはまた、（例えば、逆レポ契約の締結、ブットの売り建て、またはショート・ポジションの手仕舞いの結果）特定の証券を購入する義務を有する場合に流動性リスクにさらされる。

## 9. 偶発債務およびコミットメント

通常の事業過程で、ファンドは様々な表明および保証を含む契約を締結しているが、それらは一般的な補償を提供している。これらの契約によるファンドの最大エクスポージャーは、それがファンドに対して行われる将来の請求でありまだ発生していないため、不明である。経験に基づき、経営陣はこれらの潜在的な補償義務に関連する損失のリスクは僅少であると考えている。しかし、かかる債務に関する重大な負債が将来発生し、ファンドの事業にマイナスの影響を及ぼさないという保証はできない。

## 10. 後発事象

財務書類が公表可能となった日付である2019年11月26日現在、表示された財務書類に重要な影響を及ぼしたであろう後発事象および取引はなかった。

( 2 ) 投資有価証券明細表等

WA トータルリターン・オポチュニティーズ

(ケイマン諸島のユニット・トラストであるウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズのサブ・ファンド)

投資有価証券明細表

2019年9月30日現在（無監査）

（米ドルで表示）

口数		取得原価 (米ドル)	評価額 (米ドル)
	関連投資会社への投資 - 97.2%		
	米国 - 97.2%		
21,745,058	WA マクロ・オポチュニティーズ オルタナティブス・ファンド・エルティーディー	586,545,176	614,127,196
	米国合計	586,545,176	614,127,196
	関連投資会社への投資合計	586,545,176	614,127,196
	負債を超えるその他の資産 - 2.8%		17,610,774
	純資産 - 100.0%		631,737,970

添付の注記は当財務書類と不可欠のものである。

[次へ](#)

#### 4 管理会社の概況

##### （1）資本金の額（2019年10月末日現在）

払込済資本金の額 11,050,010米ドル（約12億313万円）

発行済株式総数 11,050,010株（1株1米ドルの株式100,010株および額面1米ドルの優先株式1,095万株）

授権株式数は、額面1米ドルの株式100万株および額面1米ドルの償還可能優先株式1,095万株に分割される1,195万米ドル（約13億112万円）である。

##### （2）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、英國法に基づく会社として設立されており、また、1940年米国投資顧問法（改正済）（以下「**投資顧問法**」という。）に基づき米国における投資運用会社として米国証券取引委員会（以下「**SEC**」という。）に登録され、かつ英國金融行為監督機構により授權および規制されている。管理会社は現在、機関投資家向け勘定および合同運用投資ビークルの投資顧問（または副顧問）を務めている。

2019年9月末日現在、管理会社は、約367億米ドルの運用資産を有している。

2019年10月末日現在、管理会社が管理会社としての地位において、10本のケイマン諸島籍ファンド（純資産の合計額は191,182,299,508円である。）の管理および運用を行っている。

##### （3）その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、および重要な影響を及ぼすと予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

## 第一部 証券情報

<訂正前>

(前略)

(8) 申込取扱場所

受益証券の申込取扱場所である販売会社については、代行協会員の下記ホームページを参照のこと。  
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社  
東京都千代田区大手町一丁目9番5号  
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー  
ホームページ・アドレス：<https://www.pb.mufg.jp/>  
「外国投資信託の運用報告書（全体版）および申込取扱場所」

(後略)

<訂正後>

(前略)

(8) 申込取扱場所

受益証券の申込取扱場所である販売会社については、代行協会員の下記ホームページを参照のこと。  
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社（注）  
東京都千代田区大手町一丁目9番5号  
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー  
ホームページ・アドレス：<https://www.pb.mufg.jp/>  
「外国投資信託の運用報告書（全体版）および申込取扱場所」

（注）三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

は、2020年6月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定である。当該合併後の日本における販売会社の照会先は、以下のとおり変更となる予定である。以下同じ。

日本における販売会社の照会先：

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(後略)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ - WA トータルリターン・オポチュニティーズ (Western Asset Offshore Funds - Western Asset Total Return Opportunities) は、ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ (Western Asset Offshore Funds) (以下「トラスト」という。) のサブ・トラストである。当ファンドはケイマン諸島の法律に基づき、2015年7月23日付で、補遺信託証書に従って同日付で設立された。2019年7月末日現在、トラストは当ファンドを含む10のサブ・トラストを有する。信託金の限度額は、定められていない。

当ファンドは、米ドル(毎月)クラス、米ドル(年2回)クラス、円(毎月)クラスおよび円(年2回)クラスの募集を行っている。米ドルクラスは、米ドル(以下「米ドル」という。)建てで表示され、円クラスは、日本円(以下「日本円」という。)建てで表示される。

(後略)

<訂正後>

ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ - WA トータルリターン・オポチュニティーズ (Western Asset Offshore Funds - Western Asset Total Return Opportunities) は、ウエスタン・アセット・オフショア・ファンド・シリーズ (Western Asset Offshore Funds) (以下「トラスト」という。) のサブ・トラストである。当ファンドはケイマン諸島の法律に基づき、2015年7月23日付で、補遺信託証書に従って同日付で設立された。2019年10月末日現在、トラストは当ファンドを含む10のサブ・トラストを有する。信託金の限度額は、定められていない。

当ファンドは、米ドル(毎月)クラス、米ドル(年2回)クラス、円(毎月)クラスおよび円(年2回)クラスの募集を行っている。米ドルクラスは、米ドル(以下「米ドル」という。)建てで表示され、円クラスは、日本円(以下「日本円」という。)建てで表示される。

(後略)

##### (3) ファンドの仕組み

管理会社の概況

<訂正前>

(前略)

##### ( ) 資本金の額(2019年7月末日現在)

払込済資本金の額 11,050,010米ドル(約12億47万円)

発行済株式総数 11,050,010株(1株1米ドルの株式100,010株および額面1米ドルの優先株式1,095万株)

授権株式数は、額面1米ドルの株式100万株および額面1米ドルの償還可能優先株式1,095万株に分割される1,195万米ドル(約12億9,825万円)である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

##### ( ) 会社の沿革

(後略)

<訂正後>

(前略)

( ) 資本金の額（2019年10月末日現在）

払込済資本金の額 11,050,010米ドル（約12億313万円）

発行済株式総数 11,050,010株（1株1米ドルの株式100,010株および額面1米ドルの優先株式1,095万株）

授権株式数は、額面1米ドルの株式100万株および額面1米ドルの償還可能優先株式1,095万株に分割される1,195万米ドル（約13億112万円）である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(注)米ドルの円貨換算は、2019年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.88円）による。

( ) 会社の沿革

(後略)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

#### 投資方針

通常の市況において、当ファンドは、実質上そのすべての資産（当ファンドが短期投資対象、現金および現金等価物に投資する資産を除く。）を投資先ファンドに投資する。当ファンドは、その費用負担に対応するため、特定の通貨を基準通貨との間で為替取引をすることがある。投資先ファンドは、通常の市況において、以下を組み合わせて主に投資する。(i)米国の連邦、州、地方および市の政府ならびにその機関、代行機関、地方自治体および下位部門により発行または保証される証券（仕組商品を除くがto-be announcedのモーゲージ・バック証券（以下「TBA」という。）を含む。）、(ii)約束手形、債券（ゼロ・クーポン債を含む。）、転換社債、非転換社債、社債、優先株式、コマーシャル・ペーパー、預金証書、定期預金、レポ契約およびリバース・レポ契約等の米国および非米国法人（新興市場発行体（注）を含む。）により発行される証券、(iii)工業セクター、公益セクター、金融セクター、商業銀行セクターまたは銀行持株会社セクターにより発行される銀行引受手形、(iv)バンクローン債券、(v)ルール144A証券ならびに(vi)コモディティ。

(注)「新興市場発行体」とは、新興市場国に所在する発行体をいう。(i)J.P. Morgan Emerging Market Bond Index Global（以下「EMBIグローバル・インデックス」という。）またはJ.P. Morgan Corporate Emerging Market Board Index Broad（以下「CEMBIブロード・インデックス」という。）に含まれている場合、または(ii)世界銀行が国民所得の年次分類において低所得または中所得に分類している場合に、当該国を「新興市場国」という。

投資先ファンドは、個別のモーゲージ・バックまたはアセット・バック証券には投資しないが、TBAには投資することができることを、疑義を避けるため記載する。

投資先ファンドはまた、国際機関、超国家的法主体（注）および米国以外の国、州、地方および市の政府およびその機関、代行機関、地方自治体および下位部門により発行または保証される米ドルまたはその他の通貨建ての証券（仕組商品を除くがTBAを含む。新興市場発行体の証券を含む。）、ならびに為替関連証券、ワント、オプションおよび先物契約に投資することができる。また、投資先ファンドは、債券先物および金利先物、債券オプション、債券先物オプションおよび金利先物オプション、金利オプション、スワップ、先渡し、スワップ・オプション、先渡オプション、ならびに商品および商品指数先物、オプションおよびスワップを含むがこれらに限られないその他のデリバラブルおよびノンデリバラブル・デリバティブ取引を締結することができる。投資先ファンドは、将来の為替レート水準の不確実性に対する保護またはリターンの拡大のために為替

取引を行うことができる。ロング・ポジションおよび現物ショート・ポジションのいずれも許容される。

(注)「超国家的法主体」とは、国際復興開発銀行（世界銀行）、欧州石炭鉄鋼共同体またはアジア開発銀行等の加盟国の経済発展の促進のために、国際条約により2つ以上の中央政府により設立された主体をいう。

また、通常の市況において、投資先ファンドは、以下のとおり分散されるよう努める。(i)投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の75%以下は、非米ドル建て証券に投資することができ、(ii)投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の50%以下は、ヘッジされない非米ドル建て証券、非米ドル通貨および非米ドル通貨取引に投資することができ、(iii)投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の50%以下は、購入の時点で投資適格を下回る格付けの発行体の証券（すなわち、（ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）またはフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）等の米国内で認められた格付機関によりBaa3またはBBB-より低い格付け証券または関連ある投資運用会社により同等の格付けを決定された証券）に投資することができ、また(iv)投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の50%以下は、新興市場発行体により発行される証券に投資することができる。本投資制限の目的上、投資先ファンドは、超国家的法主体も新興市場発行体とみなす。上記の制限に基づき、適格投資を下回る格付けの資産は、資産クラスによっては制限されず、高利回り社債、バンクローン証券および新興市場証券等の証券を含むことがある。

投資先ファンドは、米国政府またはG7諸国のいずれか（その機関、代行機関および下位部門を含む。）により発行または保証される証券（仕組商品を除くがTBAを含む。）に投資することを許容される。ただし、通常の市況において、投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の10%以下は、G7諸国以外の単一の連邦、州、地方または市の政府（その機関、代行機関および下位部門を含む。）により発行または保証される証券に投資することができ、また投資先ファンドの純資産総額（購入の時点で測定される。）の5%以下は、単一の発行体の債務証書に投資することができる。本項の制限に基づき、投資先ファンドは、複数の発行体に投資することができ、時には、少数の発行体の証券に資産を集中させることがある。

（中略）

投資運用会社は、投資先ファンドのために証券を購入する際、満期およびデュレーションの全範囲を最大限に利用することができ、投資運用会社による満期およびデュレーションが異なる証券の相対的利回りの評価ならびに将来の金利変動の予想に従って、また、上記の全般的な制限に基づき、投資先ファンドが保有する投資対象の平均満期またはデュレーションを隨時調整することができる。分割格付の場合、投資先ファンドは、その投資目的および方針の遵守を判断する際に、最も高い格付けを使用する。

さらに、通常の市況下において、一般に、投資先ファンドは、直接または間接に他の合同投資ビーグル（投資運用会社またはその子会社に所有、助言、補助助言される合同投資ビーグルを含む。）の持分、もしくは仕組商品または証券化商品（投資が認められるTBAを除く。）へ投資しない。

投資先ファンドおよび当ファンドのいずれも、完全な投資プログラムではなく、投資先ファンドおよび当ファンドのいずれも、その目的を達成する保証はない。投資者は、本書に記載されるこれらの指針および制限を除けば、投資先ファンドがその投資および取引活動において何ら制限を受けないことに留意すべきである。

（中略）

その他の投資方針および投資手法

以下は、投資先ファンドが隨時行うことができる一定の種類の投資の概要である。サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じてこれらの種類の投資対象へのエクスポートナーを得ることができる。この一覧は網羅的なものではなく、投資先ファンドは、その投資目的に一致した他の投資を行うことがある。さらに、投資先ファンドは、これらの投資を行う義務はない。投資先ファンドは、直接投資および／または間接投資を通じてこれらの投資対象に対するエクスポートナーを得ることができる。

### 確定利付証券

投資先ファンドが投資できる確定利付証券は、米国および米国以外の連邦、州および地方の政府ならびに広範囲の民間発行体により発行または保証される満期を問わない証券が含まれ、ここには、政府証券、社債（長期債券、担保付債券、中期債券、転換証券およびコマーシャル・ペーパーを含む。）、償還可能証券、発行日取引および後日引渡し取引ならびにその他の確定利付証券が含まれる。投資先ファンドは、確定利付の投資対象として、あらゆる種類の金利、支払およびリセット条件（確定金利、調整可能金利、ゼロ・クーポン、元本部分（P0）、利息部分（I0）、偶発、繰延べ、現物払いおよび入札金利の性質を含む。）を有するものに投資することができ、担保付または無担保である可能性がある。

政府証券には、米国または米国以外の政府またはその当局、機関、代行機関、地方自治体および行政上の下位部門により発行または保証される証券が含まれる。投資先ファンドはまた、超国家的法主体により発行される確定利付証券に投資する場合がある。異なる種類の米国政府証券および非米国政府証券は、様々な種類の政府支援を受ける。一部の政府証券は、該当する政府の完全なる信頼および信用による支援を受けることもあれば、受けないこともある。一定の米国以外の国により発行されまたは保証される証券の中には、当該国の金融上または政治上の不安定性により様々な程度の信用リスクが伴うことがあり、また投資先ファンドが米国以外の政府発行体に対してその権利を行使することができない可能性が生じることがある（後記「リスク要因 - 非米国証券の投資リスク」をご参照されたい。）。その他の確定利付証券の発行体と同様に、ソブリン発行体は、元本または利息の支払を行う義務を履行することができず、またはその意思がない場合がある。ソブリン発行体には破産手続が存在せず、また発行体が与えることを決定したもの以外、債権者に対する法的遡及権は存在しない（後記「リスク要因 - ソブリン債務リスク」をご参照されたい。）。

### コモディティ

投資先ファンドは、コモディティおよびコモディティ関連商品（コモディティ関連の先物契約、スワップ、オプション、先渡契約および仕組み債ならびにコモディティ関連業界の発行体の株式および債券、転換証券およびワラントを含む。）に投資することができる。通常、先物コモディティまたはオプション契約および対象コモディティの現物引渡しを要求する他のデリバティブ商品は、引渡し前に清算される（後記「リスク要因 - コモディティ市場リスク」をご参照されたい。）。

（中略）

### レポ契約およびリバース・レポ契約

（中略）

レポ契約およびリバース・レポ契約は、店頭デリバティブと同様のリスクを多く伴う（後記「リスク要因 - デリバティブ商品リスク」および同「カウンターパーティー・リスク」をご参照されたい。）。

### デリバティブ商品

(中略)

ローン（バンクローンを含む。）、ローン・パーティシペーションおよびローン譲渡

(中略)

投資先ファンドにより購入される直接負債は、信用状、リボルバーまたは要求に応じて追加の現金を支払う義務を投資先ファンドに課すその他のスタンダバイ融資コミットメントを含むことがある。当該コミットメントは、投資先ファンドが要求されなければ借り手への投資を増加しない場合に、当該投資を増加するよう投資先ファンドに要求する効果を有することがある。投資先ファンドは、スタンダバイ融資コミットメントに基づく投資先ファンドの潜在的な債務を支払うための流動資産を維持することを要求される（後記「リスク要因 - ローン、ローン・パーティシペーションおよびローン譲渡に係るリスク」をご参照されたい。）。

インデックス債

インデックス債は、その償還価値および／またはクーポン額が特定の金融商品の価格または統計値に連動する（すなわち、追随するように設計されている）債券である。金利または満期時に支払われる元本額は、固定金利と比較した変動金利や2つの通貨（いずれも当該金融商品の表示通貨である必要はない。）間の為替レート等、一または複数の特定の参照金融商品の変動に基づき変動し得る。インデックス債のパフォーマンスは、当該債券の連動先の証券、通貨またはその他の金融商品のパフォーマンスに左右される。インデックス債は、参照金融商品の市場価値が上昇した場合に当該債券の市場価値または金利が上昇または下落する形で、参照金融商品に対してプラスまたはマイナスに連動し得る。さらに、インデックス債に関して支払われる元本額またはかかる債券の金利の変動は、裏付けとなる参照金融商品の市場価値の変動率（プラスであるかマイナスであるかにかかわらない。）の乗数となる場合がある。

(中略)

非公開取引証券およびルール144A証券

(中略)

一定の第4(a)(2)条コマーシャル・ペーパー・プログラムは、特に、これらがルール144Aの採択前に設定されたため、同ルールに依拠することができない。ただし、投資運用会社は、投資先ファンドの流動性要件の目的において、一定の条件が満たされた場合には、第4(a)(2)条コマーシャル・ペーパーの発行が流動的であると判断することができる。

メザニン証券

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

**投資方針**

通常の市況において、当ファンドは、実質上そのすべての資産（当ファンドが短期投資対象、現金および現金等価物に投資する資産を除く。）を投資先ファンドに投資する。当ファンドは、その費用負担に対応するため、特定の通貨を基準通貨との間で為替取引をすることがある。投資先ファンドは、通常の市況において、以下を組み合わせて主に投資する。（i）米国の連邦、州、地方および市の政府ならびにその機関、代行機関、地方自治体および下位部門により発行または保証される証券、（ii）約束手形、債券（ゼロ・クーポン債を含む。）、転換社債、非転換社債、社債、優先株式、コマーシャル・ペーパー、預金証書、定期預金、レポ契約、リバース・レポ契約およびダラー・ロール等の米国および非米国法人（新興市場発行体<sup>(注)</sup>を含む。）により発行される証券、（iii）工業セクター、公益セクター、金融セクター、商業銀行セクターまたは銀行持株会社セクターにより発行される銀行引受手形、（iv）モーゲージ証券およびアセットバック証券、ローン担保証券（以下「CLO」といい、一または複数の投資運用会社またはその関連会社に

よって運用、助言または出資されるCLO(以下「関連会社CLO」という。)を含む。)、社債担保証券(以下「CBO」という。)および債務担保証券(以下「CDO」という。)、(v)バンクローン債券、(vi)ルール144A証券、(vii)コモディティならびに(viii)他の合同運用投資ビークル(いずれかの投資運用会社またはその関連会社に出資、助言、補助助言される合同運用投資ビークルを含む。)の持分。

(注)「新興市場発行体」とは、新興市場国に所在する発行体をいう。(i)J.P. Morgan Emerging Market Bond Index Global(以下「EMBIグローバル・インデックス」という。)またはJ.P. Morgan Corporate Emerging Market Board Index Broad(以下「CEMBIブロード・インデックス」という。)に含まれている場合、または(ii)世界銀行が国民所得の年次分類において低所得または中所得に分類している場合に、当該国を「新興市場国」という。

投資先ファンドはまた、国際機関、超国家的法主体<sup>(注)</sup>および米国以外の国、州、地方および市の政府およびその機関、代行機関、地方自治体および下位部門により発行または保証される米ドルまたはその他の通貨建ての証券(新興市場発行体の証券を含む。)、ならびに非米国為替関連証券、ワント、オプションおよび先物契約に投資することができる。また、投資先ファンドは、債券先物および金利先物、債券オプション、債券先物オプションおよび金利先物オプション、金利オプション、スワップ、先渡し、スワップ・オプション、先渡オプション、ならびに商品および商品指数先物、オプションおよびスワップを含むがこれらに限られない他のデリバラブルおよびノンデリバラブル・デリバティブ取引を締結することができる。米ドル建て以外の証券は、通貨ヘッジの有無を問わず保有することができる。投資先ファンドは、将来の為替レート水準の不確実性に対する保護またはリターンの拡大のために為替取引を行うことができる。ロング・ポジションおよび現物ショート・ポジションのいずれも許容される。

(注)「超国家的法主体」とは、国際復興開発銀行(世界銀行)、欧州石炭鉄鋼共同体またはアジア開発銀行等の加盟国の経済発展の促進のために、国際条約により2つ以上の中央政府により設立された主体をいう。

また、通常の市況において、投資先ファンドは、以下のとおり分散されるよう努める。(i)投資先ファンドの純資産総額(購入の時点で測定される。)の75%以下は、非米ドル建て証券に投資することができ、(ii)投資先ファンドの純資産総額(購入の時点で測定される。)の50%以下は、ヘッジされない非米ドル建て証券、非米ドル通貨および非米ドル通貨取引に投資することができ、(iii)投資先ファンドの純資産総額(購入の時点で測定される。)の50%以下は、購入の時点で投資適格を下回る格付けの発行体の証券(すなわち、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)またはフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)等の米国内で認められた格付機関によりBaa3またはBBB-より低い格付け証券または関連ある投資運用会社により同等の格付けを決定された証券)に投資することができ、また(iv)投資先ファンドの純資産総額(購入の時点で測定される。)の50%以下は、新興市場発行体により発行される証券に投資することができる。本投資制限の目的上、投資先ファンドは、超国家的法主体も新興市場発行体とみなす。上記の制限に基づき、適格投資を下回る格付けの資産は、資産クラスによっては制限されず、高利回り社債、バンクローン証券、新興市場証券、非政府機関系のモーゲージ証券および商業用モーゲージ証券等を含むことがある。

投資先ファンドは、米国政府またはG7諸国のいずれか(その機関、代行機関および下位部門を含む。)により発行または保証される証券に無制限に投資することを許容される。ただし、通常の市況において、投資先ファンドの純資産総額(購入の時点で測定される。)の10%以下は、G7諸国以外の単一の連邦、州、地方または市の政府(その機関、代行機関および下位部門を含む。)により発行または保証される証券に投資することができ、また投資先ファンドの純資産総額(購入の時点で測定される。)の5%以下は、単一の発行体の債務証書に投資されることが

できる。本項の制限および後記「(5)投資制限、追加的投資制限および勘査事項」に基づき、投資先ファンドは、複数の発行体に投資することができ、時には、少数の発行体の証券に資産を集中させることがある。

（中略）

投資運用会社は、投資先ファンドのために証券を購入する際、満期およびデュレーションの全範囲を最大限に利用することができ、投資運用会社による満期およびデュレーションが異なる証券の相対的利回りの評価ならびに将来の金利変動の予想に従って、また、上記の全般的な制限に基づき、投資先ファンドが保有する投資対象の平均満期またはデュレーションを隨時調整することができる。分割格付の場合、投資先ファンドは、その投資目的および方針の遵守を判断する際に、最も高い格付けを使用する。

投資先ファンドおよび当ファンドのいずれも、完全な投資プログラムではなく、投資先ファンドおよび当ファンドのいずれも、その投資目的を達成する保証はない。投資者は、本書に記載されるこれらの指針および制限を除けば、投資先ファンドがその投資および取引活動において何ら制限を受けないことに留意すべきである。

（中略）

#### **その他の投資方針および投資手法**

以下は、投資先ファンドが隨時行うことができる一定の種類の投資の概要である。サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じてこれらの種類の投資対象へのエクスポートナーを得ることができる。この一覧は網羅的なものではなく、投資先ファンドは、その投資目的に一致した他の投資を行うことがある。さらに、投資先ファンドは、これらの投資を行う義務はない。投資先ファンドは、直接投資および／または間接投資を通じてこれらの投資対象に対するエクスポートナーを得ることができる。

#### 確定利付証券

投資先ファンドが投資できる確定利付証券は、米国および米国以外の連邦、州および地方の政府ならびに広範囲の民間発行体により発行または保証される満期を問わない証券が含まれ、ここには、政府証券、社債（長期債券、担保付債券、中期債券、転換証券およびコマーシャル・ペーパーを含む。）、アセットバック証券、償還可能証券、発行日取引および後日引渡し取引ならびにその他の確定利付証券が含まれる。投資先ファンドは、確定利付の投資対象として、あらゆる種類の金利、支払およびリセット条件（確定金利、調整可能金利、ゼロ・クーポン、元本部分（PO）、利息部分（I0）、偶発、繰延べ、現物払いおよび入札金利の性質を含む。）を有するものに投資することができ、担保付または無担保である可能性がある。

#### コモディティ

投資先ファンドは、コモディティおよびコモディティ関連商品（コモディティ関連の先物契約、スワップ、オプション、先渡契約およびコモディティ関連の仕組み債ならびにコモディティ関連業界の発行体の株式および債券、転換証券およびワラントを含む。）に投資することができる。通常、先物コモディティまたはオプション契約および対象コモディティの現物引渡しを要求するその他のデリバティブ商品は、引渡し前に清算される（後記「リスク要因 - コモディティ市場リスク」をご参照されたい。）。

（中略）

#### レポ契約、リバース・レポ契約および類似の取引

（中略）

レポ契約およびリバース・レポ契約は、店頭デリバティブと同様のリスクを多く伴う（後記「リスク要因 - デリバティブ商品リスク」および同「カウンターパーティー・リスク」をご参照されたい。）。

ダラー・ロールは、投資先ファンドが当月の引き渡しのために証券を売却すると同時に、将来の特定日に実質的に同様（同一の種類およびクーポン）の証券を買い戻す契約である。投資先ファンドは、ロール期間において、売却される証券の元利金を受領しない。投資先ファンドは、現在の売却価格と将来の購入のための先渡価格の差額（通常「ドロップ」と称する。）および当初売却した証券の手取金に付される受取利息を補償される。また、投資先ファンドは手数料収入の受領を通じて補償される可能性もある。関連する投資運用会社の意図するところではないものの、ダラー・ロールは投資先ファンドによる借り入れとみなされる場合があり、また投資先ファン

ドの資産をレバレッジする効果を有することもある（後記「リスク要因 - カウンターパートィー・リスク」をご参照されたい。）。

### デリバティブ商品

（中略）

ローン（バンクローンを含む。）、ローン・パーティシペーションおよびローン譲渡  
（中略）

投資先ファンドにより購入される直接負債は、信用状、リボルバーまたは要求に応じて追加の現金を支払う義務を投資先ファンドに課すその他のスタンバイ融資コミットメントを含むことがある。当該コミットメントは、投資先ファンドが要求されなければ借り手への投資を増加しない場合に、当該投資を増加するよう投資先ファンドに要求する効果を有することがある。投資先ファンドは、スタンバイ融資コミットメントに基づく投資先ファンドの潜在的な債務を支払うための流動資産を維持することを要求される（後記「リスク要因 - ローン、ローン・パーティシペーションおよびローン譲渡に係るリスク」をご参照されたい。）。

### モーゲージ証券（モーゲージ担保債務証書を含む。）、ストリップス債

投資先ファンドは、モーゲージ証券（TBA（to-be-announced）（以下「TBA」という。）モーゲージ証券を含む。）に投資することができる。モーゲージ証券は、サブプライムモーゲージを含む住宅用および商業用モーゲージのプールにより裏付けされるアセットバック証券である。モーゲージ証券を裏付けるモーゲージ・ローンの元利金（期限前弁済を含む。）の支払いは、モーゲージ証券の所有者にバススルーされる（後記「リスク要因 - アセットバック証券（モーゲージ証券を含む。）のリスク」をご参照されたい。）。

投資先ファンドは、証書に基づき保有されるモーゲージまたはモーゲージ証券のポートフォリオを担保とする債券の一種であるモーゲージ担保債務証書（以下「CMO」という。）に投資することができる。かかる投資対象は、以下を含むことができるが、これらに限定されない。

調整可能利付債（ARMS）：本CMOに係る金利は、その発行の準拠となる文書により、将来、一または複数の日付において増減する可能性がある。

変動利付債（フローター）：本CMOに係る金利は、（必ずしも比例の相関関係であるとは限らないが、）金利指数との間にプラスまたはマイナスの相関関係を有することがあり、またある程度のレバレッジを含む場合もある。かかる金利は、通常、当該シリーズのCMOのすべてのクラスの利払いを行うのに十分なキャッシュ・フローがあることを確保するために、発行体がモーゲージ関連証券によって当該シリーズのCMOに超過担保を設定することを要求される範囲に制限される。

計画償却債または目標償却債：本CMOは、裏付けとなるモーゲージ関連証券に係る期限前償還が、広範な期間（以下「保護期間」という。）内に発生した場合に、計画に基づき元本の支払を受領する。元本は、指定された時点に、指定された金額についてのみ減額されるため、支払の予測可能性は高まる。裏付けとなるモーゲージ関連証券に係る期限前償還が、保護期間により定められる比率を上回るかまたは下回る比率で行われた場合、発生したキャッシュ・フローの超過分または不足分は、特定のシリーズにおけるCMOのその他のクラスにより、その他の各クラスの元本金額が全額支払われるまで吸収され、その結果、かかるその他のクラスに関する予測可能性は低下する。元本減額計画は、金利指数に基づき決定ができる。指数が保護期間により定められる比率を上回ってまたは下回って増減した場合、裏付けとなるモーゲージ関連証券に係る支払は、債券の償却に充てられる。

投資先ファンドは、債券をその元本部分と利息部分に分離し、各部分を個別に販売して設定される分離型CMOに投資することができる。分離型CMOは、その他の確定利付証券と比較して、市場

金利の変動に対するボラティリティが高い。元本部分のみの債券および利息部分のみの債券は、分離型CMOの例である。

### アセットバック証券

投資先ファンドは、主に資産プールに関するキャッシュ・フローからその信用度を得る確定利付証券であるアセットバック証券に投資することができる。アセットバック証券は、米国政府の機関、系列機関、地方機関もしくは下位部門（その発行する証券が米国政府による保証および保険付保の対象とならない機関を含む。）、米国以外の政府（機関、系列機関、地方機関または下位部門を含む。）または非政府発行体が発行することができる。かかる証券には、自動車ローン、住宅用および商業用モーゲージ、教育ローン、住宅担保ローン、クレジットカード債権、ならびに法人債務者もしくはソブリン債務者により発行された担保付もしくは無担保債券、一もしくは複数の貸出銀行の商工業向け融資の各種法人顧客に対する無担保ローン、またはそれら債券およびローンの組み合わせのプールを含む多くの種類の資産により担保される証券（一般に「債務担保証券」と称される。）が含まれる。裏付けとなる資産プールは、信託および特別目的事業体の利用により証券化される。また、アセットバック証券は、サービス提供者が得る報酬を担保とすることもできる（後記「リスク要因 - アセットバック証券（モーゲージ証券を含む。）のリスク」をご参照されたい。）。

### 債務担保証券（CDO）

投資先ファンドは、社債担保証券（CBO）、ローン担保証券（CL0）（関連会社CL0を含む。）およびその他の類似の仕組み証券を含む債務担保証券（CDO）に投資することができる。CBOおよびCL0は、アセットバック証券の一種である。CBOは、確定利付証券のプールにより担保される信託またはその他の特別目的ビークルの債務である。CL0は、通常、ローンのプールにより担保される信託またはその他の特別目的ビークルの債務であり、当該ローンは米国および米国以外のシニア担保ローン、シニア無担保ローン、および企業向け劣後ローン（投資適格未満の格付けのローンまたはそれと同等の無格付ローンを含む。）を含むことがある。

CBOおよびCL0の双方において、信託からのキャッシュ・フローは、異なるリスクおよび利回りを有する2つまたはそれ以上のトランシェに分類される。リスクがより高い部分は、残余、「エクイティ」および劣後トランシェで、債券または信託のローンのデフォルトのリスクの全部または一部を負担しており、したがって、最も深刻な状況を除くすべての場合において、より上位の他のトランシェをデフォルトから保護している。これらはデフォルトから部分的に保護されているため、CBO信託またはCL0信託のシニア・トランシェは、通常、その裏付けとなる証券よりも格付が高く利回りも低く、投資適格格付を付与されることがある。CBOまたはCL0のシニア・トランシェはリスクがより高いトランシェにより保護されているものの、リスクがより高いトランシェの損失全体（例えば、担保のデフォルト、市場で予想されるデフォルト、信託による詐欺、およびCBO証券もしくはCL0証券の流動性の欠如を含む、実際のデフォルトから生じるもの）により、多額の損失を被る可能性がある。投資先ファンドは、CBOまたはCL0のいずれのトランシェにも投資することができる。

CDOへの投資のリスクは、裏付けとなる担保証券および投資先ファンドが投資するトランシェの種類に大きく左右される。投資先ファンドは、CDOのいずれのトランシェにも投資することができる（後記「リスク要因 - 債務担保証券（CDO）リスク」をご参照されたい。）。

### インデックス債、仕組み債

インデックス債は、その償還価値および／またはクーポン額が特定の金融商品の価格または統計値に連動する（すなわち、追随するように設計されている）債券である。インデックス債と同様に、仕組み債は、金利または元本額が特定の資産の市場価値の変動、参照比率、指数または2つ以上の関連ある参照の変動を参考することにより決定されるデリバティブ債務証券である。金利または満期時に支払われる元本額は、固定金利と比較した変動金利や2つの通貨（いずれも当該金融商品の表示通貨である必要はない。）間の為替レート等、一または複数の特定の参考金融商品の変動に基づき変動し得る。インデックス債または仕組み債のパフォーマンスは、当該債券の連動先の証券、通貨またはその他の金融商品のパフォーマンスに左右される。インデックス債または仕組み債は、参考金融商品の市場価値が上昇した場合に当該債券の市場価値または金利が上昇または下落する形で、参考金融商品に対してプラスまたはマイナスに連動し得る。さらに、インデックス債または仕組み債に関して支払われる元本額またはかかる債券の金利の変動は、裏付けとなる参考金融商品の市場価値の変動率（プラスであるかマイナスであるかにかかわらない。）の乗数となる場合がある。

（中略）

#### 非公開取引証券およびルール144A証券

（中略）

一定の第4(a)(2)条コマーシャル・ペーパー・プログラムは、特に、これらがルール144Aの採択前に設定されたため、同ルールに依拠することができない。ただし、投資運用会社は、投資先ファンドの流動性要件の目的において、一定の条件が満たされた場合には、第4(a)(2)条コマーシャル・ペーパーの発行が流動的であると判断することができる。

#### その他の集団投資ビークルにおける投資対象

英文目論見書に記載される一定の投資制限に従って、投資先ファンドは、投資運用会社またはそのいずれかの関連会社により出資されまたは助言され、投資先ファンドの投資目的および投資戦略の全部または一部と一致した投資戦略を有する合同運用投資ビークルを含むその他の合同運用投資ビークルに投資することができる。かかる投資ビークルは、流動性が限られている場合があり、また投資先ファンドによる当該ビークルへの投資には、当該ビークルが投資を行う商品特有のリスクが伴う。投資先ファンドは、保管、会計、管理事務、株主サービス、監査、税務および法務に関する費用等の投資先ファンドが投資を行ういずれかの合同運用投資ビークルにより負担される営業費用の一部を間接的に支払う。また、投資先ファンドによる当該ビークルへの投資には、重層的な報酬およびその他の経費が発生する。さらに、当該ビークルの投資判断は、その投資顧問によりそれぞれ独立して行われる。その結果、いずれかの特定の時点で、ある投資ビークルが、別の投資ビークルによりその証券が販売されている発行体の証券を購入している場合もあり、投資先ファンドは、純粋な投資成果を達成することなく一定の取引費用を間接的に被る可能性がある。合同運用投資ビークルに対する持分は、当該合同運用投資ビークルの未監査中間財務記録に基づいて評価されることがあり、したがって、新しいまたは修正された情報の受領により（上方または下方に）調整される可能性がある。投資先ファンドの投資対象の評価に関する不確実性を伴う状況は、適当な評価に関する判断が間違っていることが判明した場合には、投資先ファンド（したがって当ファンド）の純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### メザニン証券

（後略）

### 3 投資リスク

#### （1）リスク要因

<訂正前>

#### リスク要因

（前略）

### 指数リスク

（中略）

インデックス債への投資は、発行体の信用リスクや金利変動に応じた通常の価格変動リスクを含め、一定のリスクを伴う。さらに、一部のインデックス債について、参照金融商品の下落、または当該インデックス債がマイナスに連動している場合には参照金融商品の上昇により、当該インデックス債の金利がゼロになってしまう可能性があり、また、参照金融商品がさらに下落するか、またはマイナスに連動している場合には、参照金融商品がさらに上昇すると、満期時に支払われる元本額が減少する可能性がある。最後に、これらの債券は、その他の種類の債券に比べて流動性が低い場合があるとともに、裏付けとなる参照金融商品よりも変動幅が大きいことがある。

### コモディティ市場リスク

（中略）

### ローン、ローン・パーティシペーションおよびローン譲渡に係るリスク

（中略）

ローンおよびその他の形態の直接負債の購入者は、主に元本および利息の支払に関する借り手の信用度に依拠しており、借り手の信用度の不利な変化は、その元本および利息の支払能力に影響を与え得る。直接確定利付商品は、いずれの格付機関によっても格付けされない場合がある。利息または元本の支払が行われない場合、担保ローンは、投資先ファンドに対して、相当する無担保ローンより多くの保護を提供する。ただし、担保ローンの担保が清算可能であるかまたは手取金が借り手の債務を満たす保証はない。信用度の低い借り手の負債への投資は、実質的により大きなリスクを伴い、非常に投機的であり得る。破産または再編中にある借り手は、その負債を完済することができず、または借入額のごく一部しか返済することができないおそれがある。ソブリン債務への投資も同様に、債務の返済責任を負う政府機関が支払期限の到来した利息の支払および元本の返済を行うことができずまたは行う意思がないリスクを伴う。

### 発行日取引および後日引渡取引のリスク

（中略）

### 借入れリスクおよびレバレッジ・リスク

（中略）

プライム・ブローカー、銀行その他いずれからであるかを問わず、有利な条件でのデッド・ファイナンスを利用できない場合、投資先ファンドのリターンに悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが現在の投資戦略のために十分なデッド・ファイナンスを継続して確保できる保証はなく、デッド・ファイナンスが利用可能であっても、有利な条件で利用できる保証もない。

### 流動性リスク

投資先ファンドは、容易に売却または処分できないことがある資産およびデリバティブ（証券法により処分が制限されている証券を含む。）に投資することがある。流動性リスクの影響は、取引量の少なさ、マーケット・メーカーの不足、大きなポジションサイズまたは法律上の規制（日々の値幅制限、「サーキットブレーカー」、または証券の発行体との提携を含む。）が投資先ファンドが取引を開始し、資産を売却し、または望ましい価格でデリバティブ・ポジションを清算する能力を制限または阻害する場合に特に顕著になる（本項「デリバティブ商品リスク」をご参照されたい。）。投資先ファンドはまた、（例えば、逆レポ契約の締結、プットの売り建て、またはショート・ポジションの手仕舞いの結果、）特定の証券を購入する義務を有する場合に流動性リスクにさらされる。

投資先ファンドにおける当ファンドの持分は、投資運用会社によりかかる制限が撤回されない限り、概して、特定の日にのみ買い戻すことができる。また、投資先ファンドは、概して、市場の混乱等、特定の事象発生時に買戻しを停止する権利を有する。その結果、当ファンドは、投資運用会社が当ファンドに有利であると判断する場合に投資先ファンドの持分を処分することができない場合がある。

（中略）

#### 利益相反

各投資運用会社およびザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンならびに／またはその関連会社は、他の顧客（当ファンド、その自己勘定ならびに従業員および関連会社の勘定などの他の投資信託を含む。）の投資運用会社、保管会社、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および／または副管理事務代行会社として行為し、かかる他の顧客は、当ファンドおよび投資先ファンドの投資目的と類似する投資目的を有すること、および類似する投資方針を追求することがある。したがって、上記のいずれかが、投資対象の売買を含む事業の過程において、当ファンド、投資先ファンドまたはその投資者との間に潜在的な利益相反を発生させる可能性がある。

（中略）

投資先ファンドおよび投資運用会社の別の顧客が、発行体の構成資本の異なる部分に投資する場合（一または複数の顧客が一発行体のプライベート証券または債務を保有し、その他の顧客が公開市場で取引される当該発行体の証券を保有する場合を含む。）に、利益相反が発生する。投資運用会社は隨時、投資先ファンドに対して、その他の顧客が利害関係を有する可能性がある法主体との間で資産を売買させる。このような取引が、当該法主体と利害関係を有する顧客（投資先ファンド、したがって当ファンドを含む。）に悪影響を及ぼしかねない。例えば、投資先ファンドがある発行体のローンを保有し、同じ発行体が、その他の顧客またはその他の顧客が利害関係を有する事業体（仕組上の金融ビークル等）が保有するその他のローンまたは商品を発行している場合にも、利益相反が発生する。このような状況下において、投資運用会社が、その他の顧客（投資先ファンド、したがって当ファンドを含む。）に悪影響を及ぼす可能性がある、ある顧客が保有する資産に対して、ローンの差し押さえまたは発行体の破綻による対応を取ることがある。このような投資対象の条件および状況または後発的な修正もしくは取り下げの交渉において、投資運用会社が、当ファンド、投資先ファンドおよび各々の投資者の利害関係を認識することがあり、一または複数のその他の顧客の利益相反が生じることもある。このような状況では、議決権の代理行使、企業再編、投資の停止の方法、または破産事項（例えば、デフォルト事由のトリガーを発生させるかもしくは業務上の条件等を含む。）に関する決定の結果、隨時、利益相反が発生する。同様に、一顧客および一または複数の顧客が、証券（もしくは、当該発行体が発行しているか、当該発行体を投資先とする、他の資産、商品もしくは債務）複数の異なるクラスを、直接または間接に保有している場合、業務上の条件に関する決定により、利益相反（例えば、取り下げの予定および債務の制限条項の訂正を含む利益相反を含む。）が生じる可能性がある。例えば、債務保有者が、全額支払を受ける可能性がある発行体の清算を希望する場合であっても、株式または劣後債の保有者が、株式保有者が利益を受ける可能性がある再編を希望する場合がある。ただし、投資運用会社が、利益相反（対応を行わないか、投資を行わないことが、当ファンド、投資先ファンドおよび各々の投資者に対して不利益となる可能性があること）を理由に、投資先ファンドのための対応または投資を行わないことがある一方で、投資運用会社が、投資先ファンド（したがって当ファンド）等の他の顧客の不利益になる可能性がある行為または投資を、一定の顧客のために行うこともある。

証券の売買が当ファンドおよび／または投資先ファンドおよび他の顧客にとって最善の利益であると投資運用会社がみなす場合には、投資運用会社は、執行コストを最小限に抑え、かつ顧客のために投資戦略の実施を最適化する目的で、売買する証券をまとめことが多い。その場合には、購入または売却される証券および取引で発生する費用の配分は、時間の経過に伴い公平な配分となることが合理的に企画されていると投資運用会社が判断する方法で、投資運用会社により行われる。

（中略）

利益相反は、個々の場合に応じて解決される。かかる解決にあたっては、関連する顧客の利益、利益相反が生じた状況および適用ある法律を考慮に入る。利益相反は、必ずしも当ファンド、投資先ファンドまたはその各投資者に有利に解決されるとは限らず、実際には、投資運用会社に高額な報酬もしくはパフォーマンス報酬を支払う、または投資運用会社もしくはその関連会社が重要な所有権的持分を有するその他の顧客に有利に解決されることがある。実際の利益相反または潜在的な利益相反によって、当ファンド、投資先ファンドまたはその各投資者に付与される特定の投資における投資条件が、かかる利益相反が存在しない場合に比べて不利なものとならない保証はない。

管理会社のフォームADVは、英文目論見書を参照する形で組み込まれる。フォームADVには管理会社の利益相反ポリシーに関する最新の開示が含まれる。フォームADVと英文目論見書との間に齟齬がある場合にはフォームADVが優先する。

<訂正後>

#### リスク要因

（前略）

#### 指数リスク

（中略）

インデックス債への投資は、発行体の信用リスクや金利変動に応じた通常の価格変動リスクを含め、一定のリスクを伴う。さらに、一部のインデックス債について、参照金融商品の下落、または当該インデックス債がマイナスに連動している場合には参照金融商品の上昇により、当該インデックス債の金利がゼロになってしまう可能性があり、また、参照金融商品がさらに下落するか、またはマイナスに連動している場合には、参照金融商品がさらに上昇すると、満期時に支払われる元本額が減少する可能性がある。最後に、これらの債券は、その他の種類の債券に比べて流動性が低い場合があるとともに、裏付けとなる参照金融商品よりも変動幅が大きいことがある。

#### 仕組み債のリスク

仕組み債への投資は、発行体の信用リスクや金利変動に応じた通常の価格変動リスクを含め、一定のリスクを伴う。さらに、一部の仕組み債について、参照金融商品の下落、または当該仕組み債がマイナスに連動している場合には参照金融商品の上昇により、当該仕組み債の金利がゼロになってしまう可能性があり、また、参照金融商品がさらに下落するか、またはマイナスに連動している場合には、参照金融商品がさらに上昇すると、満期時に支払われる元本額が減少する可能性がある。最後に、これらの債券は、その他の種類の債券に比べて流動性が低い場合があるとともに、裏付けとなる参照金融商品よりも変動幅が大きいことがある。

#### コモディティ市場リスク

（中略）

#### ローン、ローン・パーティシペーションおよびローン譲渡に係るリスク

（中略）

ローンおよびその他の形態の直接負債の購入者は、主に元本および利息の支払に関する借り手の信用度に依拠しており、借り手の信用度の不利な変化は、その元本および利息の支払能力に影響を与える。直接確定利付商品は、いずれの格付機関によっても格付けされない場合がある。利息または元本の支払が行われない場合、担保ローンは、投資先ファンドに対して、相当する無担保ローンより多くの保護を提供する。ただし、担保ローンの担保が清算可能であるかまたは手取金が借り手の債務を満たす保証はない。信用度の低い借り手の負債への投資は、実質的により大きなリスクを伴い、非常に投機的であり得る。破産または再編中にある借り手は、その負債を

完済することができず、または借入額のごく一部しか返済することができないおそれがある。ソブリン債務への投資も同様に、債務の返済責任を負う政府機関が支払期限の到来した利息の支払および元本の返済を行うことができずまたは行う意思がないリスクを伴う。

### アセットバック証券（モーゲージ証券を含む。）のリスク

アセットバック証券に係る利払いおよび元本返済は、当該証券を担保する裏付け資産が生み出すキャッシュ・フローに大きく左右され、一定の場合において、信用状、保証証書またはその他の信用補填により補完されることがある。アセットバック証券への投資に関係する市場リスクの程度は、取引内容（すなわち、元利払いを行うために必要なキャッシュ・フローを生み出すのに要する裏付け資産またはその他の補完の必要額に関する決定事項）、裏付け資産の質、信用補完の水準および信用補完提供者（もしあれば）の信用度を含め、多くの要因に左右される。アセットバック証券は、裏付けとなる債務の債務者が不履行をなし、かつ不履行額が当該証券の信用補完を超えた場合に元本割れリスクを伴う。

裏付け資産が生み出すキャッシュ・フローによって元本返済が大幅に遅延するおそれおよび／または元本割れにより投資者が受領する支払金が大幅に減少する場合がある。支払は、期限前返済率および滞納率の変動、損失率、債券保険会社の債務履行能力、将来の金利水準、当該投資運用会社により締結された法的な契約および引受けの構造による影響を受ける場合がある。アセットバック証券の残存期間が不正確に予測された場合、投資先ファンドは、期待する収益率を実現することができないことがある。アセットバック証券を裏付ける債務、特に、住宅用および商業用モーゲージのプールにより担保される証券も、予定外の期限前返済が行われる場合があり、投資先ファンドは、当該アセットバック証券により提供される利回りと同程度に高い利回りで期限前返済金を投資することができないことがある。

また、一定の種類のアセットバック証券は、連邦法および州法に基づいて消費者債務の債務者に付与された一定の権利により、裏付け資産に損失を被る場合がある。クレジットカード債務等一定の消費者債務の場合、債務者は数々の州および連邦の消費者信用法の保護を受ける権利を有しており、当該消費者信用法の多くはかかる債務者に自己のクレジットカード（またはその他の債務）に関して負う一定の金額の相殺権を付与しているため、差引請求額を減額することができる。例えば、債務者は、自己のクレジットカードに関して債務者が債権者に負う金額につき、債権者が債務者に対して責任を負うと裁判所が判断した一定の損害賠償を相殺することができる場合がある。

一定の種類のアセットバック証券は、関連資産に担保権の権利を有しない場合がある。また、投資先ファンドは、社債またはソブリン債のプール、会社向けバンクローンもしくはこれらの債権およびローンを組み合わせたものに担保される証券に投資することがあり、その多くが無担保であることがある（一般に「債務担保証券」または「ローン担保証券」と称される。）。ほかにも、アセットバック証券の裏付けとなる債権の保有者は、適正な担保権を有しないことまたは担保権があったとしても一定の種類のアセットバック証券の発行体がこれらの担保権を実行する能力に、モーゲージ証券の発行体がそうする能力に比べて制限がある場合がある。自動車ローン債権の発行体の多くは、ローン債権回収会社が裏付け資産の占有を留保することを認めている。さらに、数多くの裏付けビークルがアセットバック証券の典型的な発行に関与していること、および州法上の技術的な要件により、自動車ローン債権の保有者の受託者は、すべての自動車に対して適切な担保権を有することができないことがある。よって、再占有された自動車に係る回収金は、当該証券についての支払を補填するために利用できない場合がある。

アセットバック証券の市場価値は、プールおよびその構造に関する情報の入手可能性、プールの債権回収代行業者およびその担保物件を回収する能力、裏付けとなる資産のオリジネーター、または信用補完を提供する事業体の信用度等のその他の要因による影響を受ける場合がある。また、アセットバック証券の市場価値は、回収業者のパフォーマンスに関連するリスクの影響を受ける。場合によっては、回収業者またはオリジネーターが担保物件に関連する文書の取扱いを誤った場合（担保物件に対する担保権を証拠書類によって適切に立証しなかった場合等）、担保物件について証券保有者が有する権利に影響を及ぼすことがある。単一の金融機関が多数のアセットバック証券に関する受託者を務めることがあり、その結果として、当該機関の事業が悪化した場合、多数の投資に重大な影響が及ぶことがある。さらに、債権を生み出すか、または裏付け資産を活用する法主体が倒産した場合、当該裏付け資産の市場価値が下落するとともに、コストおよび遅延が生じることがある。

アセットバック証券に影響を及ぼす追加の要因には、世界経済および流動性の状況のさらなる悪化、政府の措置（裏付けとなる住宅ローンおよび消費者ローンの法的な減損処理を含む。）、当該ローンにより資金調達された製品（自動車等）に対する需要の変化、および借り手が既存のローン（サブプライムモーゲージ等）を借り換えることができないことが含まれる。アセットバック証券の裏付けとなる資産が集中する様々なセクター（自動車ローン、学生ローン、サブプライムモーゲージおよびクレジットカード債権等）のパフォーマンスの相関性がより一層高まったため、アセットバック証券への投資に関するリスクが増加した。

モーゲージ証券は、米国政府の機関または系列機関（その発行する証券が米国政府による保証および保険付保の対象とならない機関を含む。）により発行されたか、米国政府または非政府発行体により発行されたかによって、様々な程度の信用リスクに服する。さらに、モーゲージ証券は、裏付けとなる債務の債務者がその支払義務の不履行をなした場合には元本割れリスクに服し、また一定のその他のリスクに服する。モーゲージプールは、様々な劣後水準の証券を発行することができ、不払いリスクは各水準において証券に影響を及ぼすが、より劣後の程度が高い証券の場合は当該リスクもより高いものとなる。例えば、投資先ファンドが同一モーゲージプールの他の持分に「劣後」するモーゲージ証券を購入した場合、投資先ファンドは、かかる証券の保有者として、当該プールが他の投資者に負っている債務が弁済された後においてのみ支払を受けることができる。モーゲージプールが保有するモーゲージのデフォルト率が予想外に高い場合、当該劣後証券の保有者たる投資先ファンドに元利金の支払を行う当該プールの能力が著しく制限されることができ、かかる証券の市場価値が下落するか、または場合によっては、かかる証券は無価値となる。かかるデフォルトのリスクは、通常、モーゲージプールが、いわゆる「サブプライム」モーゲージを含む場合はより高くなる。プールの裏付けモーゲージの期限前返済率が予想外に高いまたは低い場合、劣後証券に対し類似の影響を及ぼしうる。

モーゲージ証券に関する繰上返済は、従来の確定利付証券よりもこれらの証券の価格および利回りのボラティリティが大幅に大きくなる原因となりうる。金利変動、全般的な経済状況（世界経済および流動性の状況のさらなる悪化を含む。）、モーゲージの裏付けとなる財産の所在地、モーゲージの経過年数、政府の措置（裏付けとなる住宅ローンの法的な減損処理を含む。）、当該ローンによる資金調達された製品に対する需要の変化、借り手が既存のローン（サブプライムモーゲージ等）を借り換えることができないこと、ならびに社会情勢および人口構成状況等の多くの要因が、モーゲージローンの期限前返済率に影響を及ぼす。金利下落局面においては、モーゲージローンの繰上返済率は一般に上昇するため、モーゲージ証券の残存期間を短縮させる傾向がある。金利上昇局面においては、モーゲージローンの繰上返済率は一般に下落するため、モーゲージ証券の残存期間を延長させる傾向がある。

2008年に発生し、深刻化した世界経済および流動性の状況の悪化に伴い、アセットバック証券の市場が混乱し、これらの証券（および裏付けとなる担保）の信用度に関する不確実性は、信用スプレッド（アセットバック証券の利回りと米国政府証券の利回りの差）が劇的に拡大する原因となった。同時に、2008年におけるリーマン・ブラザーズの破綻およびその後の市場混乱により明らかになった典型的なシステム・リスクは、多くの確定利付証券全般について値付けを行う金融機関の能力を低下させた。これらの事象は、証券化債権の流動性を低下させるとともに、アセットバック証券およびその他の確定利付証券の市場価格が大幅に下落する一因となった。状況は改善したものの、これらの状況が再び発生しないとの保証はなく、また、これらの状況が将来においてさらに悪化しないとの保証もない。また、裏付けとなる住宅ローンおよび消費者ローンの条件に影響を及ぼす政府の措置および提案、当該ローンによる資金調達された製品（自動車等）に対する需要の変化、ならびに借り手が既存のローン（サブプライムモーゲージ等）を借り換えることができないことが、アセットバック証券に対し評価上および流動性上の悪影響を及ぼしており、また、引き続きかかる悪影響を及ぼす可能性がある。アセットバック証券の流動性は改善されたものの、アセットバック証券の市場が将来も引き続き改善され、流動性を有し続けるとの保証はない。

### 債務担保証券（CDO）リスク

投資先ファンドは、CDOおよびCLO（投資先ファンドまたはその関連会社によって運用、助言または出資されるCLOを含む。）に投資することができる。CDOへの投資に係るリスクは、主に、投資先ファンドが投資する担保証券の種類およびCDOのクラスに依存する。CDOの複雑な性格の故に、CDOへの投資は、予想した運用成績を収めないことがある。CDOへの投資はまた、発行体および投資者が商品の条件について異なった解釈をし、紛争を生じるというリスクを負っている。CBO、CLOおよびその他のCDOは、通常、非公開で募集および売出しが行われ、このため1933年証券法に基づき登録されない。確定利付証券への投資に関連するその他のリスクに加え、CDOへの投資は、様々な独自のリスクを伴うことがある。中でも、CDOは、期限前弁済リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造上のリスク、訴訟リスクおよび金利リスク（かかるリスクは、仕組み融資につき払われる金利が、金利の多数の変動に基づきまたは金利の変動と逆に変動する場合に、悪化することがある。）を負うことがある。追加のリスクとしては、（i）担保証券からの分配が金利その他の支払を行うに不十分である可能性、（ii）その発行体のストラクチャーのパフォーマンス、信用供与の利用可能性、裏付け債権に対する支払と回収のレベルと時期およびかかる債権の特徴、証券化される予定のローンまたはその他の資産、オリジネーターまたは譲渡人からの当該資産の遠隔、関係する担保の妥当性およびかかる担保に基づき換金する能力、ならびに証券化資産のサービスの能力等が原因で、担保価格が値下りするまたは担保物件が不履行となる可能性、（iii）売却を要する場合の仕組み融資投資の価格に売却時に影響を及ぼす市場リスクおよび流動性リスク、ならびに（iv）特定の仕組み商品が、投資先ファンドもまた投資される証券に投資される場合には、投資先ファンドの当該証券の発行体の信用に対する総合エクスポートジャーナルが、（相対的ではなくても少なくとも）絶対的に増加する傾向がありうることがある。なお、かかる追加のリスクはこれらに限らない。

投資先ファンドは、劣後債またはCLOの「エクイティ」として一般に知られている優先エクイティ・トランシェに投資することがある。CLO証券のより劣後するトランシェの劣後化により、かかるCLO証券は、当該CLOの資産へのレバレッジされた投資となる。レバレッジの使用は、投機的な投資手法であり、市場がストレス状況にある場合、価格のボラティリティの上昇を含む一定のリスクを伴う（本項「借り入れリスクおよびレバレッジ・リスク」をご参照されたい。）。これは、当該期間中に直面する流動性の欠如によりさらに悪化する。CLOの劣後トランシェの公正価値は、とりわけ、原資産が有する財務格付けの変更、原資産の市場価値または公正価値の変動、支払いの変更、債務不履行、回収、キャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロス、期限前弁済なら

びに原資産の利用可能性、価格および金利により多大な影響を受ける可能性がある。CLOエクイティの保有者への分配は、通常、その他の支払いが行われた後の原資産に関する分配から行われるものであり、CLOエクイティに優先する支払いを行った後にCLOエクイティの保有者に対して分配を行うのに十分な資産があるという保証はない。より優先するCLOの債務トランシェの保有者は、投資先ファンドが当該CLOのより劣後する債務トランシェまたはエクイティの一部または全部を保有する限りにおいて、一定の要因（例：超過担保、金利カバレッジまたはその他の財務指標に基づく一定のテストに基づく分配の制限およびCLOまたはそのトランシェの格付けを維持するための分配の遅延）が投資先ファンドへの支払いおよび分配を妨げるとときに元本および利息の経常的支払いを受領する場合が多い。何らかの担保に関してCLOが損失を被る限りにおいて、かかる損失は、まずCLOエクイティの保有者により負担され、次に最も劣後するCLO債務のトランシェにより負担される。投資先ファンドが保有することがあるCLOエクイティの持分は、通常は準拠文書に基づく救済を行使する権利なく、CLOの資産により担保されず、CLO以外のいかなる者または事業体もエクイティの持分に関して分配を行うことを要求されない。

一部の仕組み融資の取引については、期限前弁済を規定していることがあり、または裏付けローンが予定より早期に期限前弁済されるもしくは資本がその他の方法で予定より早期に返済され得るため、期限前弁済がされることがある。投資運用会社が、投資先ファンドの投資目的および投資方針にかなう新たな増加性の収益発生資産を見極めることができない場合または適時にこれを行うことができない場合には、これによって、投資先ファンドのポートフォリオのリターンが悪影響を受ける可能性がある。

多くの証券化取引、CDOおよびCLO取引において、収益が、優先投資者に対する追加クレジットまたは流動性支援としてロックアップされるまたは準備金として保持されることなくすべての投資者に支払われる前に、充足されるべき資産およびカウンターパーティーのパフォーマンスに関する要件が存在する。投資先ファンドが当該取引で劣後ポジションをとる場合において、優先投資者にキャッシュ・フローが流出するときは、投資先ファンドが受け取る収益が縮小、遅延または低下する可能性がある。

ローン・ポートフォリオまたは証券化における裏付け担保は、必ずしも、購入前に個別に評価されるわけではない。ローン・ポートフォリオのマネジャーは、担保の運用に責任を負うが、損失を防止することができないことがある。損失は、債務不履行に起因するのみならず、とりわけ金利の不利な変動、ポートフォリオ・マネジャーによる返済の不良、過去の平均を超えて発生する期限前弁済、信用スプレッドの不利な動向、価格差リスクの動きおよび想定を下回る担保回収率に起因して発生することがある。担保における当該損失は、投資先ファンドが投資するローン・ポートフォリオまたは証券化資産に悪影響を与えることがある。

投資先ファンドは、仕組み融資取引に少数持分を保有することがあるが、取引に影響を及ぼす影響力はほとんどまたは全くない。

各ローン・ポートフォリオはサービスにより管理されており、サービスの役割には、ローン・ポートフォリオの引受け、その証券化の手配、キャッシュ・フローおよび未払金の管理、ならびにローンが不履行になった場合の証券の換金の監視が含まれることがある。投資先ファンドの投資および投資先ファンド（したがって当ファンド）が受け取るリターンには、とりわけ、サービスが、(1)証券価格の換金の際に最良実施例に従わない場合、または(2)遅延もしくは不履行に陥るローンを適切に管理しない場合において、悪影響が生じることがある。サービスがその管理上の義務を履行することができない場合には、代理サービスの任命が必要となる。ここにおいては、必要な場合に代理サービスを利用することができないリスク、代理サービスが必要レベルの技能および能力をもってその職務を遂行することができないリスクまたは代理サービスがポートフォリオに対する責任を引き受けるため特別な時間を要するリスクが存在する。

#### 発行日取引および後日引渡取引のリスク

（中略）

#### 借り入れリスクおよびレバレッジ・リスク

（中略）

プライム・ブローカー、銀行その他いずれからであるかを問わず、有利な条件でのデッド・ファイナンスを利用できない場合、投資先ファンドのリターンに悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが現在の投資戦略のために十分なデッド・ファイナンスを継続して確保できる保証はなく、デッド・ファイナンスが利用可能であっても、有利な条件で利用できる保証もない。

#### 他の合同運用投資ビークルへの投資リスク

投資先ファンドは、投資運用会社またはそのいずれかの関連会社が出資者、顧問または副顧問を務める合同運用投資ビークルを含む、他の合同運用投資ビークルに投資することができる。かかる投資ビークルは、ケイマン諸島および米国を含むいかなる法域においても組成することができる。かかる投資ビークルは流動性が限定されている場合があり、投資先ファンドによるかかる投資ビークルへの投資は、かかるビークルが投資する商品に内在するリスクを有する。また、投資先ファンドは、保管会社に対し、現金の投資（一般にスイープ、短期投資ファンドまたはオーバーナイトの現金投資として知られる。）に合同運用投資ビークルを利用するなどを許可することができる。投資先ファンドは、合同運用投資ビークルの一定の報酬および費用を負担する場合がある。

#### 流動性リスク

投資先ファンドは、容易に売却または処分できないことがある資産およびデリバティブ（証券法により処分が制限されている証券を含む。）に投資することができる。流動性リスクの影響は、取引量の少なさ、マーケット・メーカーの不足、大きなポジションサイズまたは法律上の規制（日々の値幅制限、「サーキットブレーカー」、または証券の発行体との提携を含む。）が投資先ファンドが取引を開始し、資産を売却し、または望ましい価格でデリバティブ・ポジションを清算する能力を制限または阻害する場合に特に顕著になる（本項「デリバティブ商品リスク」をご参照されたい。）。投資先ファンドはまた、（例えば、逆レポ契約の締結、プットの売り建て、またはショート・ポジションの手仕舞いの結果、）特定の証券を購入する義務を有する場合に流動性リスクにさらされる。合同運用投資ビークルにおける投資先ファンドの持分は、特定の日付（例えば、月ごとまたは四半期ごと）にのみ買い戻すことができる。また、合同運用投資ビークルは、概して、市場の混乱などの一定の事由が発生している期間に引出しを停止する権利を有する。その結果、投資先ファンドは、投資先ファンドの投資運用会社が投資先ファンドに

とって有利であると確信するときに、一または複数の合同運用投資ビークルにおける持分を処分することができない場合がある。

投資先ファンドにおける当ファンドの持分は、投資運用会社によりかかる制限が撤回されない限り、概して、特定の日にのみ買い戻すことができる。また、投資先ファンドは、概して、市場の混乱等、特定の事象発生時に買戻しを停止する権利を有する。その結果、当ファンドは、投資運用会社が当ファンドに有利であると判断する場合に投資先ファンドの持分を処分することができない場合がある。

（中略）

#### 利益相反

各投資運用会社およびザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンならびに／またはその関連会社は、他の顧客（当ファンド、その自己勘定ならびに従業員および関連会社の勘定などの他の投資信託を含む。）の投資運用会社、保管会社、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および／または副管理事務代行会社として行為し、かかる他の顧客は、当ファンドおよび投資先ファンドの投資目的と類似する投資目的を有すること、および類似する投資方針を追求することがある。したがって、上記のいずれかが、投資対象の売買を含む事業の過程において、当ファンド、投資先ファンドまたはその投資者との間に潜在的な利益相反を発生させる。

（中略）

投資先ファンドおよび投資運用会社の別の顧客が、発行体の構成資本の異なる部分に投資する場合（一または複数の顧客が一発行体のプライベート証券または債務を保有し、その他の顧客が公開市場で取引される当該発行体の証券を保有する場合を含む。）に、利益相反が発生する。さらに、例えば、投資運用会社は、同時にまたは異なる時点で他の顧客に対しある仕組み金融ビークルのあるトランシェ（ローン担保証券または債務担保証券等）に投資するよう指図している場合において、投資先ファンドに対しても同一ビークルの異なるトランシェ（かかるトランシェの利益は、他のトランシェにとり不利となることがある。）に投資するよう隨時指図する。投資運用会社は隨時、投資先ファンドに対して、その他の顧客が利害関係を有する可能性がある法主体（仕組み金融ビークル等）との間で資産を売買させる。このような取引が、当該仕組み金融ビークルと利害関係を有する顧客（投資先ファンド、したがって当ファンドを含む。）に悪影響を及ぼしかねない。例えば、投資先ファンドがある発行体のローンを保有し、同じ発行体が、その他の顧客またはその他の顧客が利害関係を有する事業体（仕組上の金融ビークル等）が保有するその他のローンまたは商品を発行している場合にも、利益相反が発生する。このような状況下において、投資運用会社が、その他の顧客（投資先ファンド、したがって当ファンドを含む。）に悪影響を及ぼす可能性がある、ある顧客が保有する資産に対して、ローンの差し押さえまたは発行体の破綻による対応を取ることがある。このような投資対象の条件および状況または後発的な修正もしくは取り下げの交渉において、投資運用会社が、当ファンド、投資先ファンドおよび各々の投資者の利害関係を認識することがあり、一または複数のその他の顧客の利益相反が生じることもある。このような状況では、議決権の代理行使、企業再編、投資の停止の方法、または破産事項（例えば、デフォルト事由のトリガーを発生させるもしくは業務上の条件等を含む。）に関する決定の結果、隨時、利益相反が発生する。同様に、一顧客および一または複数の顧客が、証券（もしくは、当該発行体が発行しているか、当該発行体を投資先とする、その他の資産、商品もしくは債務）複数の異なるクラスを、直接または間接に保有している場合、業務上の条件に関する決定により、利益相反（例えば、取り下げの予定および債務の制限条項の訂正を含む利益相反を含む。）が生じる可能性がある。例えば、債務保有者が、全額支払を受ける可能性がある発行体の清算を希望する場合であっても、株式または劣後債の保有者が、株式保有者が利益を受ける可能性がある再編を希望する場合がある。ただし、投資運用会社が、利益相反（対応を行わないか、投資を行わないことが、当ファンド、投資先ファンドおよび各々の投資者に対して不利益となる可能性があること）を理由に、投資先ファンドのための対応または投資を行わないこと

がある一方で、投資運用会社が、投資先ファンド（したがって当ファンド）等のその他の顧客の不利益になる可能性がある行為または投資を、一定の顧客のために行うこともある。

投資先ファンドは、一定の状況において、関連会社CLOに投資する。投資先ファンドが、無関係の第三者により運用され、助言され、または別途出資されるCLOへの投資と比べて投資先ファンドにとって有利な価格および条件（管理報酬の減額または業績連動報酬の取り決めを含む。）で関連会社CLOに投資するという保証はない。投資先ファンドのための投資対象を選定するにあたり、投資運用会社は、より広範囲なCLOへの出資活動に関連する自己または自己の関連会社の投資戦略を促進するために、関連会社CLOを好んで用いる動機を与えられることがある。また、関連会社CLOを運用する投資運用会社の投資専門家の報酬は、運用中の資産全般の成長またはより具体的にはCLOの事業活動の成長に連動することがある。

証券の売買が当ファンドおよび／または投資先ファンドおよびその他の顧客にとって最善の利益であると投資運用会社がみなす場合には、投資運用会社は、執行コストを最小限に抑え、かつ顧客のために投資戦略の実施を最適化する目的で、売買する証券をまとめることが多い。その場合には、購入または売却される証券および取引で発生する費用の配分は、時間の経過に伴い公平な配分となることが合理的に企画されていると投資運用会社が判断する方法で、投資運用会社により行われる。

（中略）

利益相反は、個々の場合に応じて解決される。かかる解決にあたっては、関連する顧客の利益、利益相反が生じた状況および適用ある法律を考慮に入る。利益相反は、必ずしも当ファンド、投資先ファンドまたはその各投資者に有利に解決されるとは限らず、実際には、投資運用会社に高額な報酬もしくはパフォーマンス報酬を支払う、または投資運用会社もしくはその関連会社が重要な所有権的持分を有するその他の顧客に有利に解決されることがある。実際の利益相反または潜在的な利益相反によって、当ファンド、投資先ファンドまたはその各投資者に付与される特定の投資における投資条件が、かかる利益相反が存在しない場合に比べて不利なものとならない保証はない。

当ファンドおよび投資先ファンドならびに当ファンドおよび投資先ファンドとの関係に伴い管理会社およびその関連会社に生じる利益相反についての追加情報は管理会社のフォームADVパート2Aを参照されたい。

## 4 手数料等及び税金

### ( 5 ) 課税上の取扱い

<訂正前>

( 前略 )

(A) 日本

2019年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

( 後略 )

<訂正後>

( 前略 )

(A) 日本

2019年11月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

( 後略 )

## 5 運用状況

### ( 2 ) 投資資産

<訂正前>

#### 投資有価証券の主要銘柄

( 2019年7月末日現在 )

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有数	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	Western Asset Macro Opportunities Alternatives Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	21,308,984.63	27.91	594,687,716.51	28.62	609,873,269.43	97.19

( 注 ) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

<参考情報>

WAマクロ・オポチュニティーズ オルタナティブス・ファンド・エルティーディー（「投資先ファンド」）

( 2019年7月末日現在 )

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率(%)	満期(年/月/日)	保有数	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
							単価	金額	単価	金額	
1	MEXICAN BONOS 7.75 11/42	メキシコ	債券	7.75000080	2042/11/13	622,672,000.00	0.05	33,207,523.71	0.05	32,413,596.94	5.04
2	US TREASURY N/3.125 5/48	アメリカ合衆国	債券	3.12500000	2048/5/15	28,189,000.00	1.01	28,417,416.35	1.12	31,605,815.19	4.91
3	TSY INFL IX N/B 1 2/49	アメリカ合衆国	債券	1.00000000	2049/2/15	21,156,735.60	1.01	21,470,404.97	1.07	22,707,863.46	3.53
4	US TREASURY N/3.75 11/43	アメリカ合衆国	債券	3.75000000	2043/11/15	13,457,000.00	1.14	15,370,625.66	1.23	16,560,520.63	2.57
5	RUSSIA-OFZ 8.15 2/27	ロシア	債券	8.15000105	2027/2/3	913,143,000.00	0.02	15,519,556.35	0.02	15,309,748.84	2.38
6	RUSSIA-OFZ 7.05 1/28	ロシア	債券	7.05000055	2028/1/19	939,728,000.00	0.01	13,904,525.41	0.02	14,815,855.88	2.30
7	INDONESIA GOV'T 8.25 5/29	インドネシア	債券	8.25000000	2029/5/15	149,195,000,000.00	0.00	11,064,760.55	0.00	11,304,951.23	1.76

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率(%)	満期(年/月/日)	保有数	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
							単価	金額	単価	金額	
8	RUSSIA-OFZ 6.9 5/29	ロシア	債券	6.90000000	2029/ 5 /23	722,320,000.00	0.02	11,139,998.20	0.02	11,183,646.59	1.74
9	REP SOUTH AFRIC 6.25 3/36	南アフリカ	債券	6.25000000	2036/ 3 /31	207,658,000.00	0.06	11,576,530.82	0.05	10,574,523.34	1.64
10	WACHOVIA CAP III FRN 3/49	アメリカ合衆国	債券	5.56975080	2049/ 3 /29	10,067,000.00	0.94	9,510,073.39	1.00	10,102,234.50	1.57
11	BRAZIL NTN-F 10 1/21	ブラジル	債券	10.00000000	2021/ 1 / 1	33,454,000.00	0.28	9,212,836.59	0.28	9,487,575.65	1.47
12	INDONESIA GOV' 8.375 3/34	インドネシア	債券	8.37500000	2034/ 3 /15	121,719,000,000.00	0.00	9,008,050.75	0.00	9,217,715.52	1.43
13	INDONESIA GOV'T 7 5/27	インドネシア	債券	7.00000000	2027/ 5 /15	124,457,000,000.00	0.00	9,311,934.75	0.00	8,736,940.00	1.36
14	MEXICAN BONOS 8 11/47	メキシコ	債券	8.00000065	2047/11/ 7	154,420,000.00	0.05	8,280,609.27	0.05	8,244,203.73	1.28
15	US TREASURY N/B 3 2/47	アメリカ合衆国	債券	3.00000000	2047/ 2 /15	7,216,300.00	1.02	7,368,623.97	1.10	7,907,486.23	1.23
16	BANK OF AM 5.875 PERPETUAL	アメリカ合衆国	債券	5.87500000	永久債	6,490,000.00	1.00	6,472,791.71	1.06	6,880,698.00	1.07
17	RUSSIA-OFZ 7.25 5/34	ロシア	債券	7.25000000	2034/ 5 /10	394,000,000.00	0.02	6,127,948.65	0.02	6,152,959.68	0.96
18	PETROBRAS GLOB 5.999 1/28	ブラジル	債券	5.99900000	2028/ 1 /27	5,480,000.00	1.01	5,550,684.03	1.09	5,984,160.00	0.93
19	REP SOUTH AFRICA 7 2/31	南アフリカ	債券	7.00000000	2031/ 2 /28	94,515,000.00	0.06	5,999,311.28	0.06	5,638,822.75	0.88
20	CITIGROUP INC 5.95 12/49	アメリカ合衆国	債券	5.95000080	2049/12/29	5,280,000.00	1.03	5,437,108.32	1.07	5,629,800.00	0.87
21	US TREASURY N/ 1.875 7/26	アメリカ合衆国	債券	1.87500000	2026/ 7 /31	5,600,000.00	0.99	5,566,474.42	1.00	5,581,187.47	0.87
22	TURKEY REP OF 6.125 10/28	トルコ	債券	6.12500000	2028/10/24	5,710,000.00	0.99	5,680,218.67	0.97	5,538,700.00	0.86
23	ROYAL BK SCOTL 5.125 5/24	イギリス	債券	5.12500000	2024/ 5 /28	5,120,000.00	1.02	5,200,530.33	1.05	5,359,301.89	0.83
24	REP SOUTH AFRI 10.5 12/26	南アフリカ	債券	10.50000000	2026/12/21	59,970,000.00	0.08	4,878,242.73	0.08	4,733,438.92	0.74
25	BRAZIL NTN-F 10 1/23	ブラジル	債券	10.00000000	2023/ 1 / 1	15,915,000.00	0.31	4,874,643.59	0.30	4,727,707.55	0.73
26	BAUSCH HLTH AMR 8.5 1/27	アメリカ合衆国	債券	8.50000000	2027/ 1 /31	4,180,000.00	1.08	4,531,448.59	1.10	4,603,643.00	0.72
27	ABU DHABI GOVT 2.5 10/22	アラブ首長国連邦	債券	2.50000000	2022/10/11	4,540,000.00	0.99	4,513,493.95	1.01	4,573,482.50	0.71
28	AMAZON.COM INC 4.25 8/57	アメリカ合衆国	債券	4.25000000	2057/ 8 /22	3,910,000.00	1.01	3,929,927.24	1.17	4,569,443.24	0.71
29	UNICREDIT SPA 7.296 4/34	イタリア	債券	7.29600000	2034/ 4 / 2	3,850,000.00	1.00	3,864,471.32	1.11	4,285,063.82	0.67
30	COLOMBIA REP 0 5.625 2/44	コロンビア	債券	5.62500000	2044/ 2 /26	3,550,000.00	1.06	3,758,104.57	1.20	4,254,453.13	0.66

(注1)投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2)国・地域名はリスク対象国・地域により分類されている。

(注3)変動利付有価証券の場合には、2019年7月末日付の利率を記載している。

投資不動産物件  
該当事項なし（2019年7月末日現在）。

その他投資資産の主要なものの  
該当事項なし (2019年7月末日現在)。

<訂正後>

投資有価証券の主要銘柄

(2019年10月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	保有数	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	Western Asset Macro Opportunities Alternatives Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	21,984,702.66	27.49	604,364,084.13	29.18	641,566,437.09	97.32

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

<参考情報>

WAマクロ・オポチュニティーズ オルタナティブス・ファンド・エルティーディー (「投資先ファンド」)

(2019年10月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率(%)	満期(年/月/日)	保有数	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
							単価	金額	単価	金額	
1	DREYFUS QII GOV CASH MGMT	アメリカ合衆国	投資法人	0.00000000	-	33,008,431.23	1.00	33,008,431.23	1.00	33,008,431.23	4.92
2	MEXICAN BONOS 7.75 11/42	メキシコ	債券	7.75000080	2042/11/13	505,102,000.00	0.05	25,983,466.97	0.06	28,158,351.05	4.20
3	US TREASURY N/3.125 5/48	アメリカ合衆国	債券	3.12500000	2048/5/15	21,199,000.00	1.01	21,389,995.56	1.20	25,474,407.75	3.80
4	TSY INFL IX N/B 1 2/49	アメリカ合衆国	債券	1.00000000	2049/2/15	22,114,256.40	1.02	22,552,429.62	1.12	24,865,338.67	3.71
5	US TREASURY N/1.625 9/26	アメリカ合衆国	債券	1.62500000	2026/9/30	19,490,000.00	1.00	19,479,847.09	1.00	19,510,555.91	2.91
6	RUSSIA-OFZ 7.05 1/28	ロシア	債券	7.05000055	2028/1/19	1,008,788,000.00	0.01	14,989,251.11	0.02	16,492,661.37	2.46
7	RUSSIA-OFZ 8.15 2/27	ロシア	債券	8.15000105	2027/2/3	913,143,000.00	0.02	15,517,572.27	0.02	15,783,654.58	2.35
8	US TREASURY N/3.75 11/43	アメリカ合衆国	債券	3.75000000	2043/11/15	10,457,000.00	1.14	11,933,444.44	1.30	13,594,916.90	2.03
9	RUSSIA-OFZ 6.9 5/29	ロシア	債券	6.90000000	2029/5/23	722,320,000.00	0.02	11,145,154.55	0.02	11,707,736.62	1.75
10	INDONESIA GOV'T 8.25 5/29	インドネシア	債券	8.25000000	2029/5/15	149,195,000,000.00	0.00	11,054,324.90	0.00	11,556,155.57	1.72
11	WACHOVIA CAP III FRN 3/49	アメリカ合衆国	債券	5.56975080	2049/3/29	10,067,000.00	0.94	9,511,741.91	1.01	10,121,965.82	1.51
12	INDONESIA GOV' 8.375 3/34	インドネシア	債券	8.37500000	2034/3/15	121,719,000,000.00	0.00	9,004,850.48	0.00	9,386,679.31	1.40
13	INDONESIA GOV'T 7 5/27	インドネシア	債券	7.00000000	2027/5/15	129,637,000,000.00	0.00	9,675,739.43	0.00	9,373,908.60	1.40
14	BRAZIL NTN-F 10 1/21	ブラジル	債券	10.00000000	2021/1/1	33,454,000.00	0.27	9,196,711.70	0.27	9,106,652.73	1.36
15	US TREASURY N/B 4.5 2/36	アメリカ合衆国	債券	4.50000000	2036/2/15	6,540,000.00	1.40	9,156,730.94	1.37	8,958,522.67	1.34
16	MEXICAN BONOS 8 11/47	メキシコ	債券	8.00000065	2047/11/7	154,420,000.00	0.05	8,279,311.80	0.06	8,858,939.76	1.32

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	満期 (年/月/日)	保有数	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
17	US TREASURY N/B 3.2/47	アメリカ 合衆国	債券	3.00000000	2047/2/15	7,216,300.00	1.02	7,367,710.30	1.17	8,453,782.73	1.26
18	BANK OF AM 5.875 PERPETUAL	アメリカ 合衆国	債券	5.87500000	永久債	6,490,000.00	1.00	6,473,121.19	1.10	7,135,430.50	1.06
19	US TREASURY N/ 1.625 8/29	アメリカ 合衆国	債券	1.62500000	2029/8/15	7,060,000.00	1.00	7,082,217.15	0.99	7,017,805.49	1.05
20	RUSSIA-OFZ 7.25 5/34	ロシア	債券	7.25000000	2034/5/10	394,000,000.00	0.02	6,128,691.02	0.02	6,530,667.03	0.97
21	REP SOUTH AFRIC 6.25 3/36	南アフリ カ	債券	6.25000000	2036/3/31	136,058,000.00	0.06	7,538,491.18	0.05	6,457,610.66	0.96
22	PETROBRAS GLOB 5.999 1/28	ブラジル	債券	5.99900000	2028/1/27	5,480,000.00	1.01	5,549,050.70	1.13	6,176,302.50	0.92
23	US TREASURY N/B 2.25 8/49	アメリカ 合衆国	債券	2.25000000	2049/8/15	5,600,000.00	1.02	5,697,759.73	1.02	5,688,812.53	0.85
24	CITIGROUP INC 5.95 12/49	アメリカ 合衆国	債券	5.95000080	2049/12/29	5,230,000.00	1.03	5,380,179.18	1.07	5,596,100.00	0.83
25	ROYAL BK SCOTL 5.125 5/24	イギリス	債券	5.12500000	2024/5/28	5,120,000.00	1.01	5,196,718.78	1.08	5,523,070.36	0.82
26	AMAZON.COM INC 4.25 8/57	アメリカ 合衆国	債券	4.25000000	2057/8/22	3,910,000.00	1.01	3,929,854.95	1.22	4,787,753.59	0.71
27	BAUSCH HLTH AMR 8.5 1/27	アメリカ 合衆国	債券	8.50000000	2027/1/31	4,180,000.00	1.08	4,518,220.60	1.12	4,690,796.00	0.70
28	BRAZIL NTN-F 10 1/23	ブラジル	債券	10.00000000	2023/1/1	15,915,000.00	0.31	4,864,349.06	0.29	4,609,077.24	0.69
29	ABU DHABI GOVT 2.5 10/22	アラブ首 長国連邦	債券	2.50000000	2022/10/11	4,540,000.00	0.99	4,515,491.88	1.01	4,593,912.50	0.69
30	UNICREDIT SPA 7.296 4/34	イタリア	債券	7.29600000	2034/4/2	3,850,000.00	1.00	3,864,206.99	1.17	4,487,827.27	0.67

(注1)投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2)国・地域名はリスク対象国・地域により分類されている。

(注3)変動利付有価証券の場合には、2019年10月末日付の利率を記載している。

### 投資不動産物件

該当事項なし（2019年10月末日現在）。

### その他投資資産の主要なも

該当事項なし（2019年10月末日現在）。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### (1) 海外における販売

＜訂正前＞

（前略）

#### マネーロンダリング防止手続および顧客情報確認手続

（中略）

当ファンドは、防止規制に従い、マネーロンダリング防止法令遵守責任者、マネーロンダリング報告官ならびに副マネーロンダリング報告官（以下「AML役員任務」という。）として行為する自然人を任命しなければならない。受託会社は、ケイマン諸島の法律に従い、AML役員任務を行うために自然人が任命された旨を保証する。受益者は受託会社からAML役員任務に関する追加情報を入手できる。

<訂正後>

（前略）

マネーロンダリング防止手続および顧客情報確認手続

（中略）

当ファンドは、防止規制に従い、マネーロンダリング防止法令遵守責任者、マネーロンダリング報告官ならびに副マネーロンダリング報告官（以下「**AML役員任務**」という。）として行為する自然人を任命しなければならない。受託会社は、ケイマン諸島の法律に従い、AML役員任務を行うために自然人が任命された旨を保証する。受益者は受託会社からAML役員任務に関する追加情報を入手できる。

#### ケイマン諸島データ保護法

投資予定者は、当ファンドへの投資および当ファンドへの投資を継続するためには、個人データを提供しなければならないことに留意しなければならない。投資の買戻しのためには、一定の個人データが提供されなければならない。必要な個人データが提供されていない場合、投資予定者は当ファンドに投資することができないか、または投資を継続することができない。

当ファンドの個人データの使用は、2017年ケイマン諸島データ保護法（以下「データ保護法」という。）によって規定されている。

データ保護法に基づき、個々のデータ対象者は権利を有し、当ファンドおよびその関連会社ならびに管理事務代行会社を含む権限委任先による個人データの処理に関して、データ管理者として当ファンドが義務を負う。当ファンドによるデータ保護法の違反は、強制措置につながる可能性がある。当ファンドのデータ保護通知は、データ保護法に基づく当ファンドの個人データの使用に関する情報を提供する。当ファンドのデータ保護通知は、投資運用会社のプライバシーポリシーとともに、別紙Aとして英文目論見書に添付されており、所定の投資家への情報提供により、既存の投資家にも利用可能である。

個人の投資予定者である場合、当ファンドによるおよび当ファンドを代理して行われる個人データの処理に直接関係する。当ファンドへの投資に関して、何らかの理由で関係する個人データ（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資家、クライアント、実質的所有者または代理人）を提供する機関投資家の場合、個人データの処理はそれら個人に関係し、機関投資家は当該個人宛にデータ保護通知を送付するか、またはその内容についての助言を行うべきである。

### 第三部 特別情報

#### 第2 その他の関係法人の概況

##### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(8) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社（「販売会社」兼「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

2019年7月末日現在、80億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

<訂正後>

(前略)

(8) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(注)（「販売会社」兼「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

2019年7月末日現在、80億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定である。当該合併後の商号、資本金の額および事業の内容は、以下のとおりである。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

資本金の額

2019年3月末日現在、405億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。